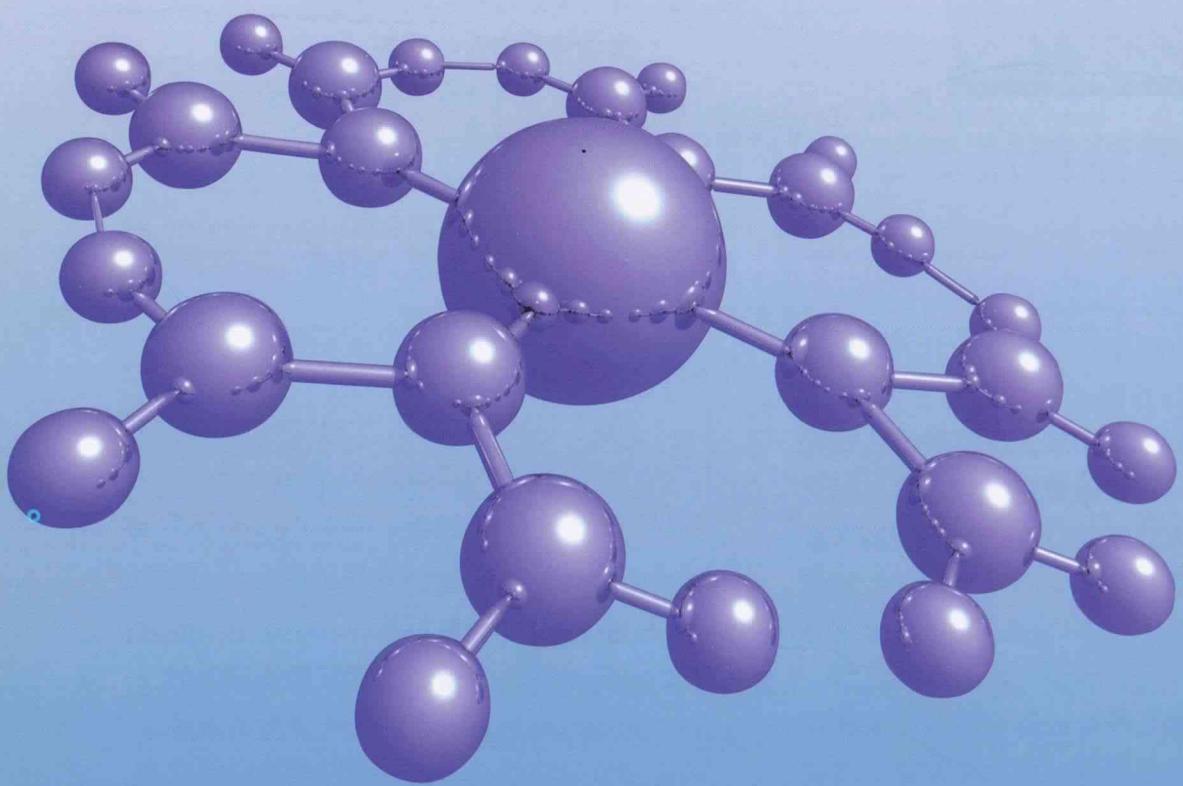


# 自治研究 かながわ

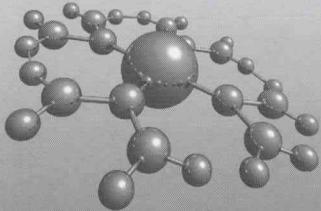
1999  
4・6  
No.69  
(通算133号)



- ◆ 地方財政危機の現状とその課題
- ◆ 99年統一自治体選挙の結果

社団 法人 神奈川県地方自治研究センター





## もくじ \* \* \* CONTENTS

### 地方財政危機の現状とその課題

(社)神奈川県地方自治研究センター

研究員 熊谷 隆一

第1章 国と地方を通じる財政危機 ..... 1

第2章 国と地方の税財政システムの現状 ..... 4

第3章 地方財政危機のメカニズム ..... 9

第4章 国と地方の税財政システムの  
抜本的改正に向けて ..... 16

補 論：地方財政危機に直面する  
自治体労働者の役割

—福岡県赤池町の経験に学ぶ— ..... 22

### 99年統一自治体選挙の結果

(社)神奈川県地方自治研究センター事務局

I 第1ラウンド（県・政令市） ..... 29

II 第2ラウンド（一般市・町村） ..... 35

### <資料>

99年候補者別得票 県会 ..... 43

〃 横浜市会 ..... 45

〃 川崎市会 ..... 46

〃 11市議会 ..... 47

〃 5町議会 ..... 50

全国統一自治体選挙の結果 ..... 51

県内統一自治体選挙の結果 ..... 52

県議選地域別党派別議席数一覧 ..... 53

〃 得票一覧 ..... 53

市・町議選地域別党派別得票一覧 ..... 55

地方自治担う47知事

都道府県議会の新勢力分野 ..... 56

# 地方財政危機の現状とその課題

(社) 神奈川県地方自治研究センター  
研究員 熊谷 隆一

## 第1章 国と地方を通じる財政危機

### (1) 戦後三回目の地方財政危機

1998年後半以降、これまで富裕団体であると思われてきた神奈川・東京・愛知・大阪などの大都市圏を抱える都府県が軒並みに「財政非常事態宣言」を出したことから、にわかに地方財政の危機がクローズアップされた。

周知のように、地方財政危機と呼ばれる事態は、今回が初めてではない。戦後復興期の混乱で1954年度に赤字団体が34都道府県・2,247市町村になった際に戦後初めて危機が呼ばれた。また、石油ショックおよびスミソニアン体制の崩壊の影響を受けてstagflationとよばれる不況が発生

した1975年度には赤字団体が27都道府県・269市町村となり、二回目の危機が宣言された。一回目はその後の高度経済成長で、二回目は政府の積極的な財政支出や民間企業の減量経営および輸出拡大による景気回復、さらにはバブル経済の発生でピンチを脱している。

これらの危機に統いて、今回は戦後三回目の地方財政危機といわれている。その直接的な原因は、バブル崩壊と長びく不況によるものである。1986年11月を景気の谷とし、88年以降バブルの発生に沸いた日本経済は、91年2月を山として急激に下降局面にはいった。93年10月に「底を打った」とされ、94年中は景気の上昇が見られたものの、95年から96年には景気の低迷が続いた。そして、97年春からの景気後退は特に深刻で、第一次石油ショック時以来のマイナス成長となった97年度(▲0.7%)に統いて、98年度もマイナス成長(▲2.0%)で、戦

後初の二年連続マイナス成長となった。

また、今般の小渕内閣の景気対策によつても確実にプラス成長に転ずるという保証はなく、三年連続のマイナス成長という事態の到来の可能性も十分にある。97年度現在で、赤字団体は13市町村にすぎないが、長びく不況で景気回復が見通せず、大型の景気対策によつても0.5%の成長ができるかどうかの状況では、大幅な自然増収による財政再建は期待すべくもなく、前二回の危機に比べて事態はより厳しいものとなつているという認識を持たざるをえない。

## (2) 地方財政危機の三つの特徴

今回の平成不況に伴う地方財政危機の特徴として、次の三つが挙げられるであろう。

まず第一に、冒頭で指摘したように、これまで比較的に裕福であると思われてきた大都市圏を抱える都府県が、長びく不況による税収減によって、特に法人二税といわれる法人事業税と法人住民税との予想外の減収によって、「実質収支」が赤字となる事態を迎える、「財政再建団体」に転落する寸前の状態であるということである。

他方で、財政力の弱い多くの自治体もこの平成不況期にその財政状況を逼迫させている。第1図は「公債費負担比率」（借金の重圧度を示す）が15%以上の団体数の推移を表すグラフである。これによると、1992年度を底にして15%の警戒ラインを超えている自治体が、97年度では全体の六割弱に当たる1,847団体に激増している。また、第1表の「財政力指数」段階別の「公債費負担比率」の状況（97年度）を見ると、財政力が弱い団体ほど借金の重圧度が高く

なっていることが読みとれるであろう。

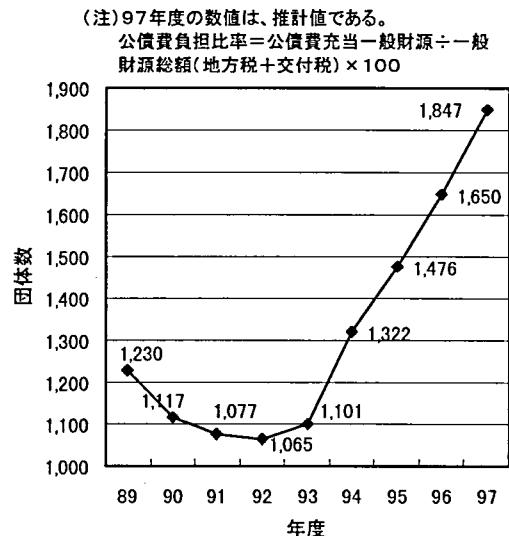
さらに、第2図の「経常収支比率」（財政の弾力性を示す指標で、都道府県で80%程度、市町村で75%程度が良いとされてきた）の推移を表すグラフを見ると、94年度から84%を超え、地方自治体が全体として財政の弾力性を急激に失っていることがわかる。これが、第二の特徴である。

第三の特徴としては、岡山県や富山県に代表されるように、バブル経済崩壊後も積極的大規模事業を推進したために、「起債残高」（借金の総額）と「公債費」（借金返済のための元利償還金）が膨らんで、財政状態を悪化させた自治体が数多く存在し、目立っているということである。これはもちろん、第一および第二の特徴とリンクしている問題である。1992年3月以降の景気対策は、減税と公共事業および地方単独事業の追加の組み合わせという手法で行われてきたが、これは国が地方財政を積極的に景気対策に動員してきたことを示している。特に、国の財政に余裕がないことから、地方が直接負担する地方単独事業を中心として景気対策に協力させてきたのである。この点については、「起債許可制度」や「赤字隠し」の問題なども含めて第3章で詳しく見ることにしたい。

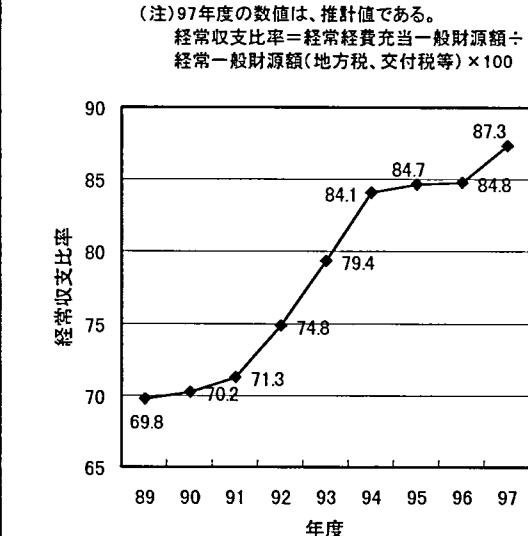
## (3) 地方財政危機の根本的原因

先にあげた三つの特徴は、図らずもバブル崩壊と長びく平成不況という状況のなかで表面化してきたものだとはいえ、その原因を単に不況のみに帰することはできない。そもそも今回の平成不況は、通常の景気循環の中で継起してきた不況とは様相を

第1図 公債費負担比率が15.0%以上の団体



第2図 経常収支比率の推移



第1表 財政力指数段階別の公債費負担比率の状況（97年度）

区分	0.3未満の団体	0.3以上0.5未満の団体	0.5以上1.0未満の団体	1.0以上の団体	合計
都道府県	(9)	(20)	(17)	(1)	(47)
	17.6	17.9	13.5	9.4	14.6
市町村	(1,423)	(795)	(847)	(140)	(3,232)
	19.0	15.5	14.7	11.9	15.0

(注) ( ) 内の数値は、団体数である。比率は、加重平均である。

異にしている。

それは、①アジアやロシアの経済危機に見られるような国際通貨体制の動揺により、輸出主導の景気回復に限界がある上に、国内的にはバブル崩壊によって金融部門を中心にしてストック面で不良債権が累積し、フローの景気対策ではストック調整に限界があること、②これまでには、たとえば鉄鋼・造船から自動車・家電へ、さらに半導体・情報機器へと雇用吸収力のある産業が交替して登場してきたが、1985年の円高不況の局面以降はこのようなキャッチアップ型の産業調整のプロセスは飽和に達したこと、③雇用不安や社会保障制度に対する信頼度

の希薄化に伴って将来への生活不安から人々の消費マインドが冷え込んでおり、それが景気後退と物価下落が同時進行するデフレスパイラルを引き起こしている<sup>(1)</sup>ことなどからも明白であろう。

いま、われわれは社会的にも経済的にも、国際化、情報化、少子高齢化、環境問題などの新しい課題に直面しているのである。

つまり、日本および世界の社会経済システムが20世紀末において一大転換期を迎えており、その大きなうねりの中でわが国の従来の国と地方の税財政システムも制度疲労を起こしてしまっているというのが、今回の地方財政危機のより根本的な原因では

ないかと考えられるのである。

右肩上がりの経済成長を前提として、さらに大都市部からそれ以外の地方への所得再配分を前提として、道路・鉄道・港湾・橋梁・上下水道など建設部門の社会資本を整備してハード面でのナショナル・ミニマムを全国的に達成するという点では、従来の国・地方の税財政システムは、政・財・官の癒着問題や、住民にとって不要なものおよび環境を破壊しかねないものが建設されるなど多くのマイナス面を持ちながらも、ある一定の成果をあげてきたといえるだろう。

しかし、いまやそれらの前提が崩れてしまっている。また、マイナス面の是正を求める声が大きくなってきただけではなく、求められるサービスの質も介護保険など地域に密着したソフト面に重点が移ってきている。

まさしく今回の地方財政危機は、このような課題の解決を要請するものとして顕在化してきたものだと考えるべきであり、財政均衡政策だけで乗り切れるほど甘い問題ではないことを充分に認識する必要がある。このような問題意識に基づいて、以下検討していくこととした。

## 第2章 国と地方の税財政システムの現状

### (1) 国に偏る税源配分と大きな地方政府

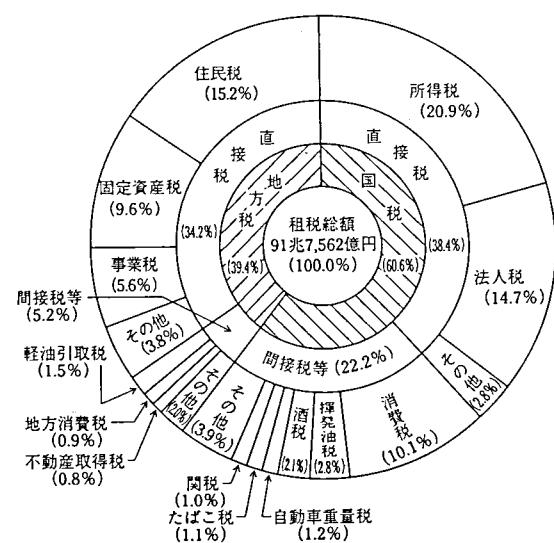
租税は、国に対して納める所得税・法人税・酒税などの国税と、都道府県および市町村に対して納める住民税・固定資産税などの地方税とに分けられる。第3図「国税と地方税の状況」を参照すると、国と地方の税収額の割合は、およそ2対1となっていることがわかる。次に、第4図「国・地方を通じる純計歳出（歳出の重複を除いた額）規模」で財政支出について見ると、国と地方の割合はおよそ1対2と、先ほどの税収割合とは丁度逆の比率になっていることが読みとれるであろう。

このように国（中央政府）に税源が偏っ

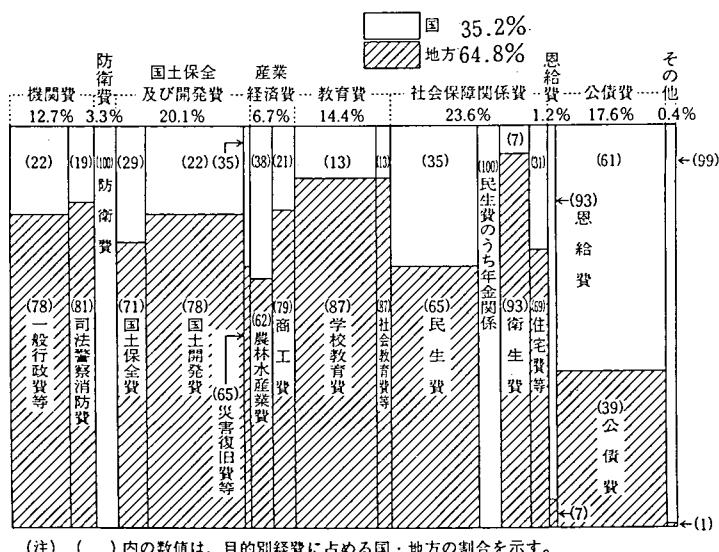
て配分されているのに対して、財政支出では地方自治体（地方政府）が国の倍の支出をしており、中央政府に勝る「大きな政府」になっている。これは、中央政府が国税収入を地方へ移転することによって成り立つシステム（「集権的分散システム」）である。つまり、地方は自らの租税徴収によって支出する経費のすべてを賄っているわけではなく、国からの財源移転によって調達しているのである。

第5図「国・地方間の財源配分」からわかるように、財源移転は二段階で行われる。まず、地方交付税が移転されて国と地方の配分割合は1対1となり、さらに国庫支出金が移転されて1対2の割合となって、国と地方の財政支出割合と一致するのである。この財源配分は、自治省が毎年策定する「地方財政計画」によって国の予算との間に整合性を持たされて実施される（第6図「国の予算と地方財政計画との関係」）。

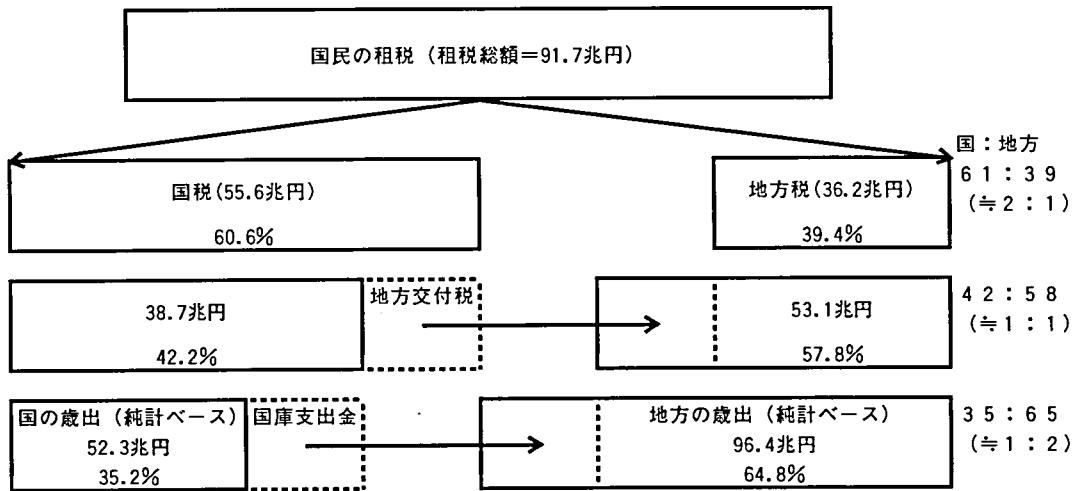
第3図 国税と地方税の状況（97年度）



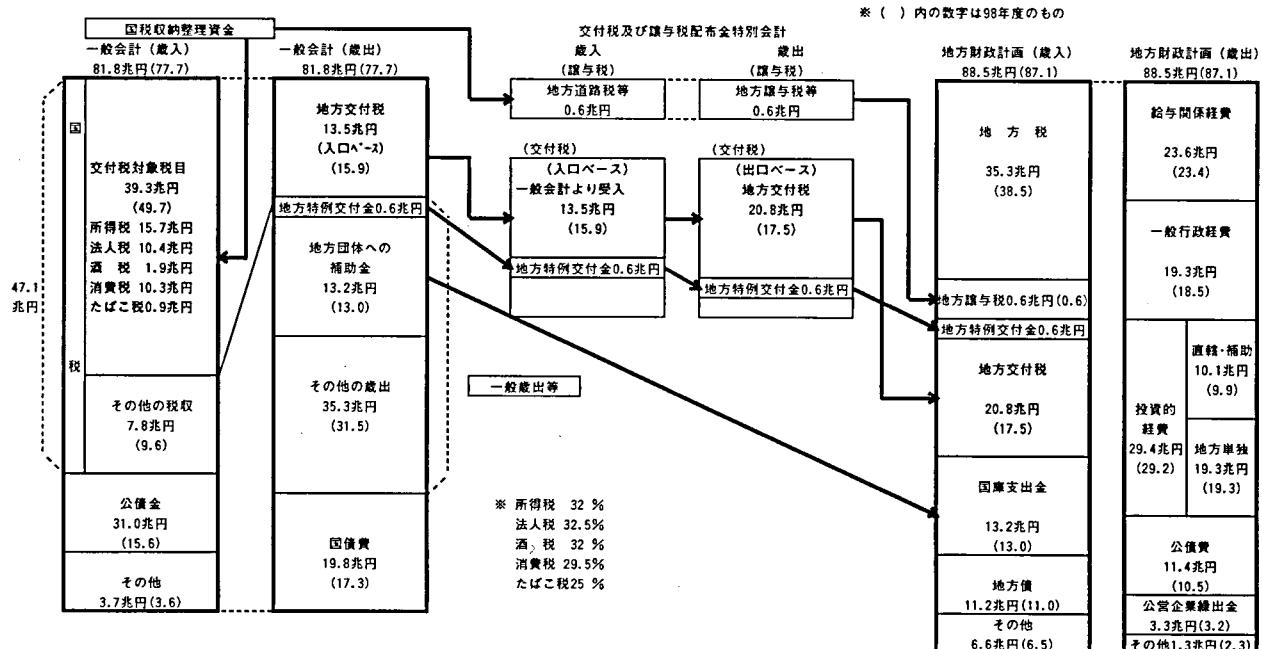
第4図 国・地方を通じる純計歳出規模（目的別・97年度）



第5図 国・地方間の財源配分（97年度）



第6図 国の予算と地方財政計画との関係（1999年度）



## (2) 国と地方の財政関係

### ①地方交付税による財政調整

地方交付税は、1940年に創設された「地方分与税」と、シャウプ勧告を受けて設けられた「地方財政平衡交付金」(1950～53年度)の後を受け、1954年度からスタートした。地方自治体が自ら徴収しないので依存財源であるが、使途が特定されない一般財源でもある。各自治体ごとの財政力の格差の是正（財政調整）をその目的としており、その財政調整は次のようにして行われる。

地方自治体の財政力は、税収調達能力と財政需要との関係によって捕捉される。財政需要に対して税収調達能力のない自治体の財政力は小さく、その逆の場合には財政力が大きいということになる。したがって、それぞれの自治体ごとに「基準財政需要額」

（財政需要）と「基準財政収入額」（税収調達能力）を算定し、需要額から収入額を引いた金額が地方交付税交付額とされ、各自治体に配分されるという仕組みである。

この差額がマイナスになる自治体は、地方交付税が交付されないので「不交付団体」と呼ばれる。また、需要額で収入額を除して得られる数値を「財政力指数」とよぶが、「不交付団体」はこの指数が1.0を超えることになる。財政力指数が1.0未満の地方団体は地方交付税の交付を受ける団体、すなわち「交付団体」である。

この「基準財政需要額」とは、各行政費目（警察費、道路橋梁費、小学校費など）ごとに、A「費用単位」にB「測定単位」およびC「補正係数」を掛けて算出された金額で、毎年度自治省が作成する数値をもとに算出される。まず、全国的に普遍性があると考えられる行政費目ごとに測定単位（人口や面積など）を選択する。そのうえで、標準的な条件を備えた架空の自治体（府県の場合は人口170万人、面積6,500平方キロメートル、市町村の場合は人口10万人、面積160平方キロメートル、非寒冷地）

を想定し、人口一人当たりまたは道路単位面積当たりに要する費用（単位費用）を計算によって求める。さらに全国の実在する自治体（実際には自然的・社会的・制度的にもまちまちである）に適用するために特別、密度、寒冷、人口急増などを考慮して補正係数が決定される。これにより、各経費ごとの基準財政需要額が  $A \times B \times C$  という算式によって求められ、その総合計が当該自治体の基準財政需要額となる。

一方の「基準財政収入額」とは、各自治体が収入しうる税収を税目別（住民税、事業税、固定資産税など）ごとに積み上げて算出された金額である。ただし、その団体の「標準税収入」（課税課目や標準税率などが定められているので、計算によって求められる）に、道府県については80%、市町村については75%を乗じた額に「地方譲与税」（本来は地方税として与えられるべき税を国が便宜的に徴収し、一定の基準で地方に譲与するもの）収入を加えた額とされている。税収入の残り（20ないし25%）の部分は「留保財源」と呼ばれ、自治体経営に弾力性を持たせるため、基準財政需要

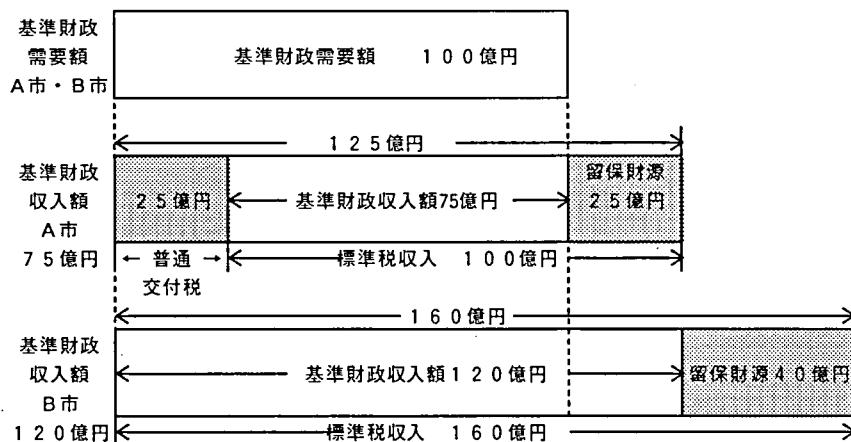
額の対象外の施策に充当されることになる。

国税収入のうちの一定割合（所得税・法人税・酒税収入の32%と消費税の29.5%、タバコ税の25%）が地方交付税の財源（原資）とされ、国から地方へ移転される<sup>(2)</sup>。ただし、地方交付税総額の94%が普通交付税、6%が特別交付税とされ、需要額と収入額との差額には、普通交付税のみが充当される。

この需要額と収入額との差額の合計と普通交付税総額とは、必ず一致するとは限らないので、不一致が生じて財源不足となつた場合には減額調整が実施され、各自治体への交付額が案分して減額されることになっている（第7図）。

しかし、財源不足総額が地方交付税総額を1割以上も超える事態が3年以上も続くような場合には、地方交付税財源となる国税の地方交付税率の見直しの検討が義務づけられているが、第3章で詳しく見るようく、地方交付税特別会計が資金運用部からの借入金や「財源対策債」等の地方債の発行などで穴を埋めているのが実状である。

第7図 普通交付税における財源調整



\*基準財政収入額については、道府県では標準的な税収入の80%、市町村では75%と定められている。したがって、基準財政需要額が同額でも留保財源が大きくなる。

\*上の図では、A市が交付団体でB市が不交付団体である。

## ②補助金制度と地方債

地方交付税の他に国から地方へ移転される財源として、その使途を特定し、一定補助率で交付される特定補助金である国庫支出金がある。国庫支出金には、国庫委託金・国庫負担金・国庫補助金の三つがある。国庫委託金は、国会議員選挙や国勢調査など、本来は国の事務であるものの、便宜上、地方に委託するという場合にかかる費用を交付するものである。

国庫負担金には、A普通負担金（義務教育や生活保護などのように、法律に基づいて経費負担区分により国が負担を義務づけられている負担金）、B建設事業負担金（国が総合的に策定した計画に基づく公共事業に対する負担金）、C災害負担金（災害復旧事業にかかる負担金）の三種類がある。

国庫補助金は、国が地方自治体に対して特定の事務事業を奨励するための奨励的補助金と財政上の必要性を考慮して交付する財政援助的補助金とがあり、国の事情によ

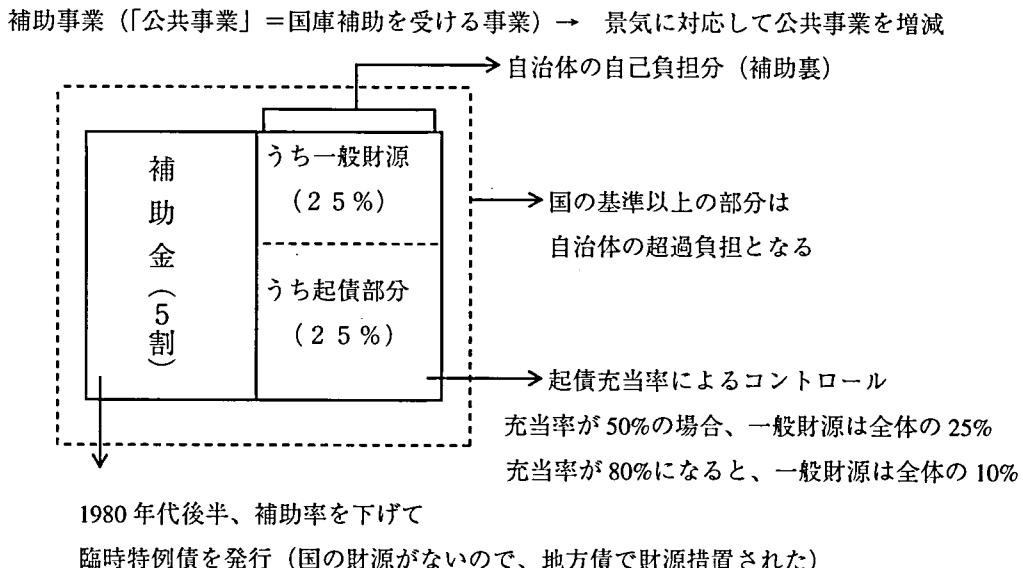
って任意の支出が行われる可能性が高いものである。

地方自治体が実施する事業には、国庫補助を受けないで独自に行う「単独事業」と何らかの国庫補助を受けて行う「補助事業」とがある。

補助金・負担金の通常の補助・負担率は、事業全体の二分の一以下であり、三分の一程度である。したがって、補助事業には自治体の自己負担がともなう。この自己負担部分を役所用語で「補助裏」または「裏負担」という。この補助裏部分は、各自治体が一般財源から支払わなければならぬ。

そこで、建設事業を行う場合には、自治体は借金をして自己負担の軽減を図ることになる。しかし、「起債許可制度」（第3章で詳述）が存在するので、自治体は自由に起債することはできないが、補助事業には起債が認められる。これにより、財政投融资資金等を原資とする地方債の発行が許されるのだが、さらに自己負担分のうち借金できる割合、すなわち「起債充当率」も国によって決定されるのである（第8図）。

第8図 補助事業（公共事業）



国庫補助を受けない単独事業に関しては、起債ができるかどうか、できたとして起債充当率は何%になるのかなど国による「起債統制」を受ける。このことは、国の側からみると、補助事業においては補助金予算の二倍・三倍の事業の展開が可能となるばかりか、単独事業においては起債を許可し起債充当率を高めに設定しさえすれば補助金を出すことなく国内で新規事業の展開が可能となることを意味しており、まさに「打ち出の小槌」のような効用があるものである。

一方、自治体側からみると、限られた自主財源で事業件数と規模を拡張できるということになる。極端な場合は一円の負担も無しに事業に着手できるし、また第3章で述べるように起債による借金返済の一部を

国が「基準財政需要額」に算入して後年に地方交付税で支払ってくれるというような場合もある。

このように、「地方公共団体に対する国の財源措置の一部」（財源不足を国が措置するもの）といえば聞こえが良いが、地方債という借金が補助事業および単独事業の実施に深く組み込まれているのである。

いずれにせよ地方債は、自治体の借金であって償還しなくてはならない。したがって地方債が累積すればするほど、公債費（地方債償還のための元利合計金）が自治体の一般財源の支出の中で高い構成比を占めていき、その分だけ自治体の政策的裁量の余地（財政弾力性）を低下させることになるのである。

## 第3章 地方財政危機のメカニズム

前章では「国と地方の税財政システムの現状」について、その概略をみた。ここでは、わが国内外の経済・社会情勢の変化および発展に伴って、その税財政システム自体がどのようにして今回の地方財政危機を招いてきたのかについて検討したい。そのためには、この税財政システムには「国による地方財政のコントロール」という機能が内包されていることを明確に認識しておく必要がある。

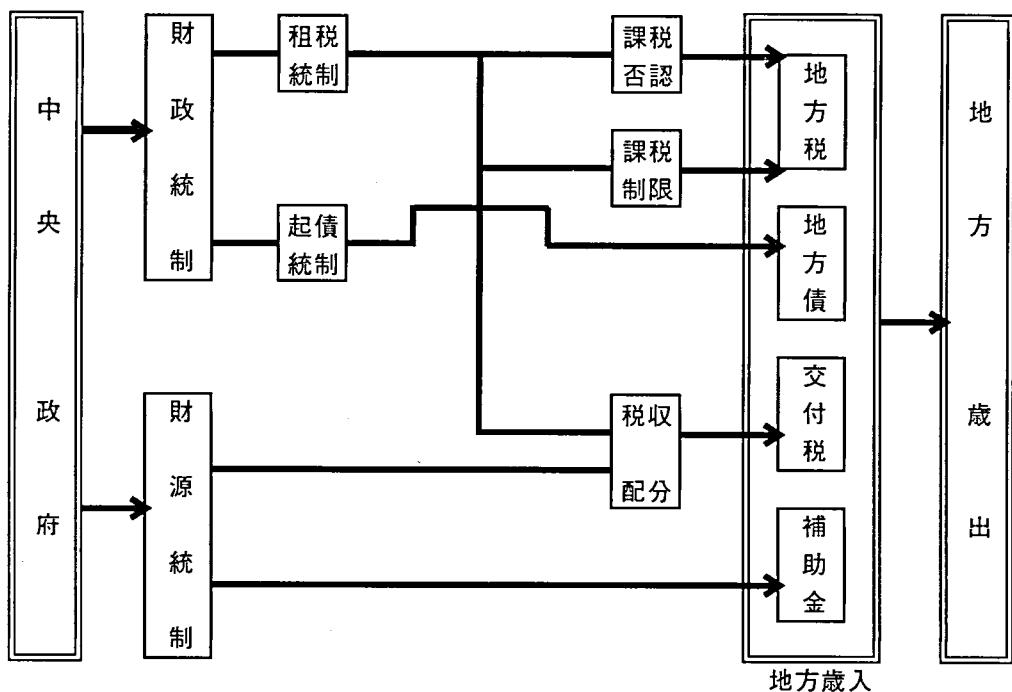
### (1) 国による地方財政のコントロール

先に見たように、地方自治体の歳入の大部分は、地方税、地方交付税、国庫支出金（補助金）、地方債の四つから構成されている。国は、地方税と地方債の許可制などの財源統制と、地方交付税や補助金という財源の移転によって、地方財政を巧みにコントロールしているのである（第9図を参照）。

#### ①課税否認と課税制限

自治体の徴収する地方税には、一般の財政需要のための財源となる「普通税」と、特定の財政需要の財源となる「目的税」とがあるが、それらは国の法律（地方税法）によって具体的に列挙されている。法定外

第9図 国による地方財政のコントロール



※交付税は国税を分与するという意味で税収配分であり、

租税統制とも財源移転とも考えられる。

(出所) 神野直彦「地方分権と財政システム」(『財政システム』有斐閣、所収)

に普通税を徴収する場合には、国（自治大臣）の許可<sup>(3)</sup>が必要とされ、現状では都道府県レベルでもこのような「法定外普通税」は税収全体のわずか1%にも満たない。これが、課税否認と呼ばれる財政統制の一つである。

また、地方税のなかでも都道府県または市町村たばこ税のような間接税は、全国一律の税率（一定税率）を国が定めているが、他の大部分の地方税の税率についても国が「標準税率」（自治体が課税する場合に通常よるべき税率）を定めている。第2章で説明した「基準財政収入額」は、この標準税率に基づいて算定されるわけである。しかし、特別の必要のある場合には、各自治体は標準税率以上の超過税率で課税できる。これを「超過課税」と呼ぶが、特定の税目

については上限の税率、すなわち「制限税率」が定められており、この税率を超えることは許されない。これも財政統制の一つで、課税制限と呼ばれる。

## ②起債統制

このように本来各自治体の意志決定に任されるべき地方税が国によって統制されていると、新規の企画事業の財源を自治体が増税や新税の創設によって確保することはできないので、地方債の発行という方法がその財源を確保するための有力な手段ということになる。

それでは、地方債発行については各自治体の自主的な裁量に任されているのであるか。地方自治法第230条では、自治体は、

起債の目的、限度額、起債の方法、利率と償還方法を予算で定めることにより地方債の発行ができるとされている。

しかし、同法第250条では、地方債を起債する場合には、「当分の間」自治大臣または都道府県知事の許可を受けなければならぬとされ、その起債に厳格な統制が加えられているのである<sup>(4)</sup>。

自治体が起債できる事業は、地方財政法第5条によって、①公営企業②出資金・貸付金③地方債の借り換え④災害復旧事業⑤公共施設や公用施設の建設事業などの五つと定められている。

これらの事業は、①受益者負担の原則にかなうこと（上水道や交通などの事業の場合）、②財政負担の年度間調整ができること（まず施設を造り、それを使用しながら借金の元利金を少しずつ分割返済できる）、③世代間負担の公平を図ることができること（完成した施設を利用するであろう将来の住民にも公平に負担してもらう）、④応急的な財源不足額の補填措置の必要性などの理由から、自治体の起債が適当であるとされるので「適債事業」と呼ばれ、それらの事業の財源を確保するための地方債は「建設地方債」（5条債）と呼ばれている。

しかし、地方自治体が施行しようとする事業が適債事業に相当するか否かの判断をする権限は国（中央政府）にある。ここでも、自治体の新規事業を増減させるのも国の「さじ加減ひとつ」と言われるような政策的な誘導が働くことになっている。

さらに、国は、退職手当債、辺地対策事業債、過疎対策事業債、地域改善対策事業債などといった適債事業以外の新たな地方債についても特例法を制定して起債可能とすることにより、地方自治体を政策的に誘導できる手段をもっているのである。

### ③起債許可制度

自治体が適債事業を実施する場合も、国から起債の許可を受けるためにはいくつかの条件を満たしていなければならない。

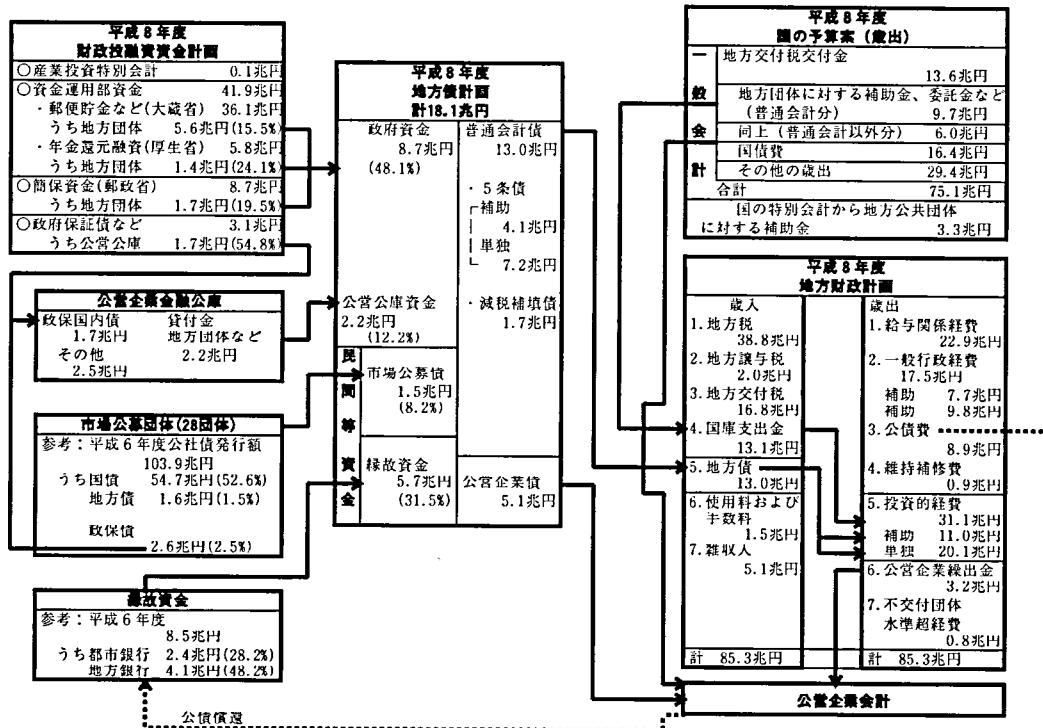
第一に、自治体が地方税を標準税率を下回る税率で課税すること自体に法律的な制限はないが、そのような自治体は財政力に余裕があるとみなされ、公共施設や公用施設の建設事業などの起債が認められない。第二に、自治体の前年度の「実質収支」（歳入総額から歳出総額および翌年度繰越財源を差し引いた額）の赤字が、「標準財政規模」（前述の標準税収入額に地方譲与税と普通交付税を加算した額、当該自治体の標準的な一般財源の大きさを示す）に対して、都道府県では5%、市町村では20%を超えると、財政再建計画を立て赤字解消に取り組まない限り、災害復旧事業などを除いて起債できない。

第三に、「起債制限比率」（前述の公債費負担比率の算式に修正を加えたもの）の過去三年度平均が20%を超えると、その程度に応じて、一定の地方債の起債が制限される。

これらの条件を満たした上で、地方債許可制度は、自治省が毎年度作成している「地方債計画」と「地方債許可方針」に基づいて運用される。「地方債計画」は起債を許可するにあたっての量的な基準となるもので、予算編成期に国の予算や地方の予算の編成と関連づけながら作成される。

まず国の予算が決定されるのに伴って、「地方財政計画」（前掲第6図）と「財政投融資計画」が決定される。国の予算案で補助金の交付額が明らかになれば、補助事業の支出も決まり、単独事業の支出も計上されるので、「地方財政計画」では地方債の起債額（どれだけの借金をするか）が決定される。同時に「財政投融資計画」によっ

第10図 地方債の仕組み



\* 地方債の起債をコントロールする地方債計画は、国の予算編成の過程で決定される。まず国の予算が決まれば、それとともにあって地方財政計画と財政投融資計画が決定されてくる。地方財政計画が決定されると、地方債の起債額が決まり、財政投融資計画がきまれば、地方債の起債額は充当される政府資金が決まり、地方債計画が策定される。

(出所) 神野直彦「地方分権と財政システム」（『財政システム』有斐閣、所収）

て地方債の起債額が充当される政府資金（どこの資金を借りてくるか）が決まり、「地方債計画」が策定されるのである（第10図を参照）。

このように「地方債計画」で起債総額と、その資金手当が決まるとき、「地方債許可方針」という個別事業債を許可する際の質的の基準に基づいて、各自治体に起債が許可されていくことになる。起債の許可是、許可予定額の決定をもって実質的に終わるが、その予定額の決定は、自治体ごとに許可予定額の総枠を配分し、当該自治体が配分された枠内で自主的判断によって事業別に起債を決めていくという「枠配分方式」によって行われる。

さらに、この「地方債許可方針」によって、総事業費から補助金を控除した地方負担額（前述の「補助裏」部分、単独事業の場合はその事業費全額）を対象に起債によ

って貰える割合、すなわち「起債充当率」が定められる。したがって、景気対策等の理由がある場合、充当率を90または100%と通常より高めに設定することにより、自治体に補助事業や単独事業を積極的に推進させることができるのである。

#### ④財源移転によるコントロール

地方交付税や国庫支出金が国から地方へ移転されるときにも、その支出内容について、国から地方への関与が入るという形で地方財政がコントロールされている。

地方交付税（普通交付税）とは、各自治体が一年間に必要とするであろう需要額および標準的な税収額の一定割合を算出し、その不足分を穴埋めするものであること、またその需要額は国の定める算定式ベースで見積もられるということは、すでに第2

章で見た。これを逆に言えば、その地方独自の需要があったとしても、国の算定式に乗らない以上、それは需要額として反映されない。つまり地方が何か事業をやりたいと計画しても、国が必要性を認めない限り、その財源は保障されないということを意味している。

反対に、国が景気対策などで必要性を認める場合には、この需要額のなかに自治体の公債費（地方債の元利償還金）の一部を算入することによって、その財源を保障してやることもできる。

これにより自治体は、自ら起債して抱えた借金の返済分の一部を国が後から地方交付税で支払ってくれるという財源保障を得ることになるので、起債がしやすくなり、積極的に新規事業に取り組めるということになる。先ほどの起債充当率をより高く設定する方法とセットにすれば、国にとってより大きな成果が得られることになる。

このように地方交付税制度も、国の政策的な誘導という側面をその中に持っているのである。地方交付税が「第二の補助金」と言われる所以である。

補助金の場合は、このような政策的な誘導がよりストレートに現れる。

自治体が補助金の交付を受けるまでには、実に複雑な過程を経なければならない。まず、自治体は補助金の交付を中央省庁に陳情し、交付の内示を受ける。次に、補助要綱に定められた申請書類を作成し、省庁側と幾度も協議を重ねて交付決定に至るのである。補助事業の執行過程においても各省庁の統制を受ける。国からの補助金を受けて地方が実施する補助事業は、国が定めた全国共通のルールに基づいて施行されることが求められるのである。そして、事業の完了の検査があったあとに漸く補助金が交付される。さらに、補助金を受けて建設された施設が他の目的に転用することも厳

しく規制されており、もし会計検査院のチェックを受けて「目的外使用」と判断された場合には、自治体は施設を元に戻すかまたは補助金を返還するかの選択を迫られることになるのである<sup>(5)</sup>。補助金制度と「起債許可制度」が国の政策的な誘導において密接にリンクしていることについては、第2章で述べたのでここでは繰り返さない。

## (2) 不況対策に動員された地方財政

以上、わが国の「国と地方の税財政システムの現状」とそのシステムに内包されている「国による地方財政のコントロール」という機能について概観したので、ここではそれらの内容をふまえたうえで、わが国内外の経済・社会情勢の変化および発展に伴ってその税財政システム自体が、いかにして今回の地方財政危機を招いたのかについて具体的に検討することにしたい。

### ①バブル経済の発生以前

世界経済は、1970年代から80年代前半にかけて、米ソの冷戦構造の中でドル・ショックや二度の石油ショックなどの影響を大きく受けた。わが国の経済も例外ではなかった。1973年の第一次石油ショックと狂乱インフレの影響で、74年に戦後初めてのマイナス成長となると、国は赤字国債を発行して景気対策を行った（75年に「公債の発行の特例に関する法律」を制定）。

以後、赤字国債発行額は増大の一途を辿り、79年度にはその発行額（8兆円）が建設国債発行額（7.2兆円）を上回った。これは78年にボンで開催されたサミットにお

いて、日本と西ドイツが世界経済を牽引していくとする「日独機関車」論により政府が財政支出を拡大したことなどによるものであった。

ところが、79年の第二次石油ショックによる不況到来で税収が一段と落ち込んだため、大蔵省は82年に財政危機宣言を出して緊縮財政を貫く政策をとった（マイナス・シーリング）。これにより、景気対策としては金融緩和に重点がおかされることになり、政府の財政支出は抑制されて国内の有効需要は萎縮した。その反作用として輸出ドライブがかかって、日米貿易摩擦を拡大することになった。

こうした状況の中、1980年代後半から国の経済対策において内需拡大が強調され（86年に「前川リポート」提出）、その実現のために地方財政も動員されるようになつた。公共投資基本計画は「生活に密着に関連した社会資本の整備に当たっては、地方公共団体の果たすべき役割が大きい」として、地方による事業実施を呼びかけている。

同時に国は、補助事業の補助率を引き下げ、地方の単独事業の拡大を誘導し始めたのである。その際国は、国庫補助率の引き下げ措置の対象となる事業を行う自治体にたいして、補助率の減額相当分を、臨時財政特例債の起債を許可することによって、財源を「保障」した。

その元利償還金を「基準財政需要額」に算入して地方交付税で後年度に国が面倒を見る（措置する）というものだが、地方の借金であることに変わりはない。また、「不交付団体」はもともと地方交付税を受け取っていないので、減額分は完全に自己負担ということになる。

現在もこの種の地方債による「補填措置」が続いている。

## ②バブル経済の発生および崩壊以後

ニューヨークのプラザ・ホテルで1985年に先進五カ国が円高ドル安を容認することで合意したが、その円高差益と円高不況対策としての金融緩和政策が86年末以降のわが国でのバブル経済の発生へつながっていったのは、今では周知のところである。80年代末から90年代初頭にかけての東欧やソ連のいわゆる「社会主义」体制の崩壊とわが国のバブル経済の発生はまさに好対照に見えた。このバブル絶頂の1988年度以降、単独事業費が補助事業費を追い抜いて拡大し、その後も一定の規模を保ち続けた。

しかし、実体経済の発展を伴わないバブル経済の高揚は早晚崩壊せざるを得ず、遂に91年から今回の平成大不況を迎えることとなった。バブル経済は、不良債権という重いツケだけを残して消え去ってしまった。ストック面での不良債権の巨額の累積のために通常のフローの景気対策ではストック調整が間に合わず、その効果に限界があるにもかかわらず、国は従来型の景気対策を続けてきた<sup>(6)</sup>。この景気対策に地方が積極的に動員され、単独事業が奨励されたのである。

本来、単独事業は、地方が独自に行う事業であるにもかかわらず、全国一齊に一定事業規模の目標を立てて実施してきたのは、前述したように地方の財源を国が「保障」するシステムがあるためである。地方が単独事業を積極的に推進できるように、国は「起債許可制度」（適債事業を幅広く認可したり、起債充当率を高めに設定する）や地方交付税制度（元利償還金の一部を「基準財政需要額」に算入）などを使い、巧みに誘導してきたのである。

この時期の国による単独事業奨励の典型的な例の一つとして、地総債（地域総合整備事業債）があげられる。これは、竹下内

閣の「ふるさと創生事業」（国が全国の市町村に一律一億円を交付）の推進策の一つとして自治省が発行を勧めてきたものである。運動公園、文化ホール、美術館、温泉掘削などなど、使途の制限が緩いのが他の起債と違う特徴である。

また、この起債によって事業を行う場合、総費用の15%が基準財政需要額に算入されて地方交付税として当該年度に交付されるほか、起債充当率が75%（場合によっては90%）と高く、その上後年度に元利償還金の返済の最低30%～最高55%を国が地方交付税で面倒をみてくれるという地方自治体にとって「魅力的な起債」である。

全国の自治体がこれに飛びついたのも無理からぬところである。1997年度に発行された地総債は、全国で2.2兆円と10年前の8倍となっている。

一般単独事業債は、1980年代半ばより始まった補助金削減と単独事業推進の流れにのって、伸び率も緩やかな上昇傾向をたどるが、1991年度からはこの単独事業の伸び率が急速に上昇する。

さらに、1992年度以降には、一般公共事業債を使って補助事業を実施するという「伝家の宝刀」も復活した。一般公共事業債は、1990年まではほぼ横這いだったが、1991年を境に地方が起債により財源調達を行い、各種の補助事業を積極的に行ったのである。

地方が政策協調による内需拡大のために、借金を膨らませながら各種の事業を実施する役割を担わされた結果、累積債務が176兆円近く（1999年度見込み）にまで膨らむことになったのである。地方債が累積すればするほど、公債費（地方債償還のための元利合計金）が自治体の一般財源の支出に高い構成比を占めていくことになる（前掲第1図）。

また、自治体が必要なサービスを行う経

費である人件費は一定額で推移しているが、高齢化社会を迎えるようとしている折、老人のためサービスの措置費等を始めとする扶助費が非常に多くなってきている。これらの要因が、経常収支比率（一般財源に対して、経常的に必要な経費、すなわち人件費・公債費・扶助費・物件費・維持補修費など経常的に出ていく費用がどの位になっているのかを示す指標）の全国平均で87.3%という数値に端的にあらわれている。これは、自治体の政策的裁量の余地（財政弾力性）が大きく低下していることを示すものである（前掲第2図）。

### (3) 「赤字隠し」と 膨らむ「隠れ借金」

前述したように、国は見込まれた地方の「財源不足」に対して、地方債増額と地方交付税増額によって補填してきた。

地方債増額による補填は、見込まれる不足額に対して、国が各種地方債発行を一定枠内で許可し、起債によって地方の財源不足を補填する制度であった。つまり、財源は足りないが事業規模は確保して、不足額を自治体自らの借金によって調達せよというものである。

各自治体の借金の元利償還費については、形式上、後年度地方交付税で手当することになっているので、国が返済の一部を肩代わりしてくれる地方の借金と解されてきたが、第2章で見たように、地方交付税総額が国税収入の一定割合と決まっている以上、起債した団体が元利償還時に地方交付税でその費用を手当してもらった分だけ、起債していない団体があおりをうける

ことになる。償還時の地方交付税充当分を国が地方交付税総額に加算しない限り、地方の負担となることに変わりはないのである。

また、不況で地方の税収減が見込まれると、各地方団体の財源不足額が拡大し、国が地方交付税で手当てる必要額は膨らむ。だが、不況期には国税収入も減少するので、地方交付税総額も減少してしまう。

こうした状況に対し、地方交付税総額を必要なだけ確保して地方財源を「保障」するために、国の地方交付税特別会計が大蔵省資金運用部から借金をして財源を調達するという措置が取られてきた（通称「交付税特会借入」）。これは、後年度の地方交付税総額の一部を前借りしたことになり、いわば地方公共団体が一体となって抱えた借金とも言える<sup>(7)</sup>。

この二つが、地方財政の「赤字隠し」をしてしまうことに留意する必要がある。今回の地方財政危機では、第1章で見たように、赤字団体の数が13市町村ときわめて少ない。これは、地方債発行により資金調達ができれば、たとえこれが借入によるものであっても、歳入額に含まれてしまい、資金不足とされないためである。

地方交付税特別会計借入のケースはもちろんのこと、起債によって財源手当てがなされた分についても、統計上は赤字として記述されない。つまり、問題を隠して先送りしながら益々大きくしてしまうという仕組みになっているのである。先程あげた地方の累積債務176兆円という数字には、この地方交付税特会借入の残高も含まれている。

## 第4章 国と地方の税財政システムの抜本的改正に向けて

さて、これまで「国と地方の税財政システムの現状」とそのシステムに内包されている「国による地方財政のコントロール」機能、さらにわが国内外の経済・社会情勢の変化および発展に伴って、その税財政システム自体がいかにして今回の地方財政危機を引き起こしたかについて簡単に見てきた。そこから導き出される地方財政危機を克服する道は、各地方自治体が単に歳出（特に人件費や社会保障などの扶助費）を切りつめ、均衡財政を確立することではないだろう。

財政力指数が高く、標準的な自治体の仕事は自前の収入で賄えるとされる大都市圏の都府県や市町村でさえ、すでに見たよう

に、現行の税財政システムもとの國の誘導によって多くの借金を抱え、その返済のために財政の弾力性を失ってしまっている。景気対策等の國の都合で動員されて巨額の借金を抱えて財政危機に陥ってしまっているのに、その解決方法が主に地域住民に対するサービスの低下を伴いやすい歳出のカットであるというのでは、まさしく本末転倒である。この地方財政危機を克服するためには、やはり、現行の国と地方の税財政システムの抜本的改正が必要である。本章では、この抜本的改正がどのような方向で行われるべきかについて検討してみたい<sup>(8)</sup>。

## (1) 国による地方財政の コントロールを縮小・廃止

### ①課税自主の拡充

現行システムでは、主な地方税の税率や課税ベースなどについて法律で定められている。これにより、地方自治体の自主的な一般財源の確保の道が狭められており、財源を国に保障してもらうという依存構造が基礎づけられている。これらの制限を撤廃し、自治体の裁量（地方議会の決定）に任せる必要がある。そうすれば、住民の「給付と負担」の関係に対する関心も高まり、地方議会のあり方や地方議員の選出も住民にとって「他人事」では済まなくなるであろう。他人任せにしていては、自分たちの知らないうちに税負担は増えるが、サービスの給付は減ってしまうという可能性が生じるからである。

これらの制限を一挙に全廃する事は無理だとしても、例えば、まず住民税の制限税率の撤廃等の措置を各自治体で条例化したり、「法定外普通税の許可制の廃止や法定外目的税の創設」に関する国の関与を限定し<sup>(9)</sup>、自治体が条例によって自主的に制定できるようにするなどの段階を踏みながら、制限の撤廃を徐々に実現させることは可能であろう。

### ②地方交付税制度の改革

地方間の収支能力に差として地域格差がある以上、財政調整制度が必要であることは論を俟たないが、問題は現行の財政調整制度、すなわち地方交付税制度のあり方で

ある。現行の地方交付税制度において、とりわけ問題なのは、第2章で見たように地方交付税額の算定方法が不透明であるということである。

この課題を解決するためには、その算定にあたって、地方自治体（都道府県、大都市、中核市、都市、町村）が参加しうる機構、例えば「地方財政委員会」（仮称）といったような組織を制度化し、算定方法を透明化するとともに簡素化し、各自治体への交付額を予測可能なものにする必要がある。

その際、大都市部の財政需要を現在よりも的確に把握してカウントすることが要請されるとともに、大都市からの税収がその財政需要に応じて当該地域に適正に配分されるようにして、不交付団体を現状（120団体、1997年度）よりも大幅に増加させる必要がある。

以上によって国の裁量を縮減することができ、自治体の地方交付税依存体質も薄らぐであろうと考えられるのである。

### ③補助金制度の改革

国庫負担金は国と地方に利益をもたらす事業の執行のためのものであり、国庫委託金は本来国の仕事であるものを地方が代行するための資金であるから、今後ともその充実・確保をはかる必要がある。

しかし、国のコントロールが最も働く獎励的補助金については、それを一旦すべて廃止し、地方自治体の裁量によって施行しうる統合的補助金、すなわち一定目的に投資する補助金だが、国が従来のように交付に当たって詳細まで決定するということのない、自治体にとって使い勝手の良い補助金へと一新するべきである。

また、公共事業の国庫補助金を基本的には起債に振り替え、上記の透明化および簡

素化された地方交付税にその元利償還金を算入するという方法も検討されるべきであろう。

#### ④地方債許可制度の廃止

適債事業枠の緩和や起債充当率の高率設定などによる国の地方誘導政策をなくすため、地方債許可制度を廃止し<sup>(10)</sup>、原則として自治体が流通市場を見ながら自主的に発行できるようにする必要がある。

それに伴い、国による起債コントロールに代わって、地方自治体（地方政府）が自ら起債をコントロールしていかなければならぬことになる。ここでも地方議会や議員のあり方が改めて問われるとともに、大規模な起債事業については、それが真に住民にとって必要なものかどうかを審査するための住民投票を制度化するなど、住民による起債コントロールの強化についても考える必要があるだろう。

以上によって、地方にとって必要性の薄い「箱もの」や環境破壊をもたらす恐れが多大にある建造物の建設が抑制されることが期待される。

また、財政力の弱い自治体の起債を容易にするために、複数の自治体による合同地方債の発行や、例えば「地方金融公庫」（仮称）などの現在の政府の資金運用部に代わる地方債引受機構の創設が必要である。それは同時に、国債にくらべて地方債の流通性が低い現状を改革すること、すなわち地域金融システムの拡大など地方債市場を整備することを伴う必要があるだろう。

### (2) 国から地方への税財源の移譲

以上のような国による地方財政のコントロールの縮小・廃止は、国と地方の税源配分の抜本的見直し抜きにはあり得ない。というのも、第2章で述べたように、国税収入は地方税収入の2倍弱であるにも拘わらず、支出でみると地方が国の2倍弱となつており、それを可能にするために国から地方に資金が移転されるが、その際に様々な形で国の「関与」が入ることで地方財政がコントロールされてきたからである。このような国による財政資金の集中管理を解消するには、国税と地方税の税源配分を抜本的に改めるしかない。

現在、税源配分を改める主な手法として、個人所得税源の地方移譲、消費税源の地方移譲、法人事業税の外形標準課税化の三つが具体的に論議されている。

#### ①個人所得税源の地方移譲

現行の国と地方の税源配分の割合は、国税60.6%、地方税39.4%となっており（前掲第3図）、地方は国から地方交付税や補助金という財源移転で資金を調達しなければならぬ、その調達のために地方は国によるコントロールを甘んじて受け入れざるを得なかつた。

そこで、①新たな地方財源として、国 の所得税の比例税率部分を住民税に移し、②住民税の税率はできるだけフラットにして地方自治体に一定幅で税率操作権を与える、③国の所得税の移譲額にみあう補助金を削減するという改革を行うものとする。

たとえば、国の所得税の税率10%分を、

道府県民税に5%、市町村民税に5%の割合で住民税に移譲したとしてシミュレーションする<sup>(11)</sup>。

これによると、所得税が62.5%、道府県民税が10.5%、市町村民税27.0%という現行の構成比が、所得税15.5%、道府県民税34.3%、市町村民税50.2%となって個人所得課税全体に占める地方の割合が大幅に増えることになる。また同時に、国税と地方税との構成比も49.5%と50.5%とほぼ1対1の割合になる。

その上で、先述したような透明化かつ簡素化された地方交付税などにより、国から地方へ必要な資金を合理的に移転すれば、国による不要なコントロールを受けずに済むであろうと考えられるのである。

## ②消費税源の地方移譲

地方消費税<sup>(12)</sup>は、地方分権や地域福祉の充実等、地方税源の充実を図る目的で導入され、条例によって都道府県が課する地方税で、1997年度で約2.5兆円（消費税1%分）となっている。このうちの半分は都道府県へ、あとの半分は市町村に交付される。

この地方消費税を消費税2～3%分に引き上げて、国から地方へ消費税1%分（2.5兆円）または2%分（5兆円）を移譲するというものである。さらに消費税5%すべてを地方消費税へという案もあり、その場合は現行の消費税4%分が国から地方へ移譲されることになる。すなわち、約10兆円の税源が国から地方へ移譲されることになり、これによっても国税と地方税は1対1の割合に近づくことになる。

## ③法人事業税の外形標準課税化

現行では、法人事業税は黒字企業のみを対象として所得金額に応じて課税する（最

高税率9.6%の累進税）ので、赤字企業には課税されない。それ故、不況期には主に大都市圏の都道府県を中心にその収支が激減してしまう傾向がある。

しかし、法人事業者は、赤字か黒字にかかわらず、事業活動をする際に地方自治体の各種の行政サービスを幅広く享受している。したがって、その分の必要な経費については分担してもらうべきであろう。

そこで、企業の「外形」を基準に、その金額に一定の税率をかけて課税するという外形標準課税の導入が望まれる。

外形基準としては、たとえば①事業活動価値（利益や従業員給与など企業が生み出す付加価値）、②給与総額、③物的基準と人的基準の組み合わせ（事業所家屋床面積と給与総額）、④資本金額などが考えられる。これにより、課税ベースを拡大して、赤字法人も含め薄く広く負担を分担してもらおうという制度で、以前から検討されてきたものである。

## （3）生活レベルで安全ネットを

最後に、以上のような手法による国から地方への税源移譲が、一大転換期を迎えた時代の要請でもあるという指摘を確認しておこう<sup>(13)</sup>。

わが国では、大企業は終身雇用による雇用保障や企業福利などによって個々に安全ネットを張ってきたが、そのしづ寄せは子会社である中小企業に押しつけられてきた。地方財政は、こうした企業レベルで張られる安全ネットの外に置かれる中小企業や農業などに対して、産業レベルで安全ネットを張るように国に誘導されてきた。地

域産業の振興やリゾート開発などによる需要と雇用の創出はその典型であろう。

しかし、わが国内外の経済・社会情勢が一大転換を迎えている現在、旧来のように地方財政を産業調整に動員することは、地方財政危機を拡大する手段となつても、解決する手段にはならない。公的扶助と社会保険という現金給付による社会保障への信頼が動搖し、企業レベルでの安全ネットも綻びている。

いま、地方がすべきことは、産業レベルで安全ネットを張ることではなく、生活レベルで安全ネットを張ることである。つまり旧来の安全ネットを新しい安全ネットに張り替えることである。生活レベルで安全ネットを張るとは、地方が福祉、医療、教育などの対人社会サービスを現物給付していくということである<sup>(14)</sup>。

そのためには、地方が地域社会の多様なニーズに対応できるような財源を確保する必要があり、それを支える地方税制を構築する必要がある。

生活レベルでの安全ネットは、地域住民の共同作業や相互扶助という労務提供によって張られてきたという歴史があるので、こうした地方財源を支える税としては、地域住民が所得に比例して負担する地方所得税が望ましい。

したがって、現行の個人所得税のうちの一定部分（例えば10%）を地方所得税として、国から地方へ移譲すればよい。または、その代替として地方消費税を拡充してもよいということになる。

また、こうした地方が生活レベルで張る安全ネットは、地域住民でなくとも、その地域社会で生産を行う人々も享受するし、企業レベルで張られてきた雇用保障や企業福祉という安全ネットの代替でもある。そうなると、企業は、雇用保障や企業福祉に必要とした費用を節約できるので、その分を生活レベルでの安全ネットの税源に回す余裕が生まれ、法人事業税の外形標準化の実現も可能になるはずである。

#### 【脚註】

- (1) 「経済再生への対抗提案」(『世界』1999年1月号掲載、金子勝法政大学教授ほか)。
- (2) 法人税の地方交付税率は35.8%へ引き上げられる予定だが、99年度は暫定的に32.5%とされた。また国タバコ税が1,100億円程度地方へ税源移譲された。
- (3) '99年7月8日の地方分権一括法成立により、法定外普通税は国による許可制から事前協議制に改められ、また、特定の政策目的に充てる法定外目的税が創設される（同じく事前協議制）。同法は、2000年4月1日より施行される。
- (4) 地方分権一括法による自治法および地方財政法の改正により、2006年度以降は起債許可制が廃止され、国との事前協議によることとされた。なお、起債を政府資金でうける場合は、合意を必要とする協議となっている。
- (5) 参考までに補助金返済の具体的な事例として、地方団体ではないが神奈川県湯河原町の農事組合「もんがわアグリパーク」の事例をあげておこう。同組合は、1995年5月に国と県から「農業活性化施設」の名目で1億3,000万円の補助金を受けてミカン即売所とレストランを造った。しかし、経営不振のため3年目に町の仲介で、美術商と建物の相互利用計画を結び、4億円を超す累積赤字の大半を肩代わりしてもらい、施設を浮世絵美術館に造り替えた。これを知った会計検査院から補助金の「目的外使用」と指摘

- され、組合は減価償却分などを差し引いた7,500万円の返却を余儀なくされた。
- (6) 「経済の回顧と課題」(経済企画庁、1998年12月)。
- (7) この地方交付税特別会計の借入金の返済は、国と地方が半分ずつ負担することになっている。
- (8) 第4章で検討した国の地方財政のコントロールの縮小・廃止および国から地方への財源移譲については、「地方分権推進計画」(1998年5月29日、閣議決定)の「第四国庫補助負担金の整理合理化と地方税財源充実確保」においてその方策が具体的に示されている。また、『地方に税源を』(参考文献)においても詳しく考察されているので参照されたい。
- (9) 「法定外普通税の許可制の廃止および法定外目的税の創出」が現実のものとなることは、註(3)で述べた通りである。
- (10) 地方債許可制度の廃止実現については、註(4)を参照されたい。
- (11) この国から地方への税源移譲案とシミュレーションの詳細については、『地方に税源を』(参考文献)を参照されたい。
- (12) 消費税は1997年に3%から5%に引き上げられ、その際1%分を地方消費税とすることとされた。
- (13) 経済教室「地方財政を問う 上」(1998年10月15日付日本経済新聞、神野直彦東京大学教授)。
- (14) 1990年の全国産業連関表を使用して行われた永峰幸三郎氏(大阪地方自治研究センター研究員)の「福祉サービスと公共事業の経済波及効果の比較」(『地方財務』1997年11月号掲載)では、1兆円の需要があったと仮定した場合、3次波及効果までを加算すると両者の効果はほぼ同額になり、雇用効果では福祉サービス(29万人)の方が公共事業(21万人)に比べて8万人ほど多く発生するという結論が算出されている。また、永峰氏は『海外政策情報 第15・16合併号』(1999年3月、神奈川県地方自治研究センター発行)において、1990年の神奈川県産業連関表を使用して「神奈川県における福祉サービスと公共事業の経済波及効果の比較」をされているので、について参照されたい。

### 【参考文献】

- 伊東弘文『入門地方財政』ぎょうせい、1992年5月。
- 阿部齊・新藤宗幸 共著『概説日本の地方自治』東京大学出版会、1997年3月。
- 吉田和男・林宜嗣ほか『財政システム』有斐閣、1998年5月。
- 神野直彦・金子勝 編著『地方に税源を』東洋経済新報社、1998年6月。
- 金子勝『反経済学』新書館、1999年3月。
- 自治省編『地方財政白書 平成11年版』大蔵省印刷局、1999年4月。
- 『地方財政関係資料集 平成11年版』参議院地方行政・警察委員会調査室、1999年6月。
- 中国新聞地方自治取材班『自治体クライシス』中国新聞、1998年11月～99年6月シリーズ連載(ホームページ・アドレス、<http://www.hiroshima-cdas.or.jp/chugoku-ne/crisis>)。

# 補論：地方財政危機に直面する自治体労働者の役割

## －福岡県赤池町の経験に学ぶ－

本論「地方財政危機の現状とその課題」で見たように、1998年秋以降、神奈川・東京・愛知・大阪などの「富裕団体」が税収不足などから「財政再建団体に転落」の危機にあると宣言した。この場合の「財政再建団体」とは、一定の赤字額を超えた自治体が自主再建を行わず、1955年に制定された地方財政再建促進特別措置法を準用して国の管理下に入って財政再建に取り組む「財政再建準用団体」のことである。

赤字団体が自主再建の道を選択すれば、法令上の優遇措置や国の財政措置を全く受けることができず、厳しく起債が制限されてしまう。逆に言えば、財政再建団体になれば、自治体はいろいろな優遇措置や財政措置を受けられ、一定の起債は許されるということである。

それでは、実際に財政再建団体（財政再建準用団体）になると、自治体はどのように運営され、それによって地域住民や自治体労働者にどんな影響が出るのだろうか。

'99年現在、再建団体の指定を受けているのは福岡県の赤池町（あかいけまち）だけである。そこで赤池町の現状レポートから、財政再建団体の実態と地方財政危機に直面する自治体労働者の役割について考察して、補論としたい。

### (1) 全国唯一の財政再建団体

赤池町が自治省に財政再建団体の指定を申し出たのは1992年1月である。

元来、炭坑の町として発展した赤池町であったが、炭鉱閉山後の1960年代後半から70年代にかけて過剰な公共事業に投資するため、多額の借金をした。

炭鉱が消え、代わる産業が何もなかったので、町は土地開発公社を通じて土地を買いあさり、「はこもの」作りに取り組んだ。土地を手に入れるため、土地開発公社の資金はすべて赤池町が債務保証して借金をかけたのである。

さらに、自主財源の乏しい町が炭鉱の付属病院を町立病院として継承し、その運営に多額の費用を投じなければならなかつたことも町の財政を圧迫した理由である。

92年2月に町は財政再建計画を決め、自治省の承認を受け、1992年度から2002年度までの12年間で、約32億円の累積赤字の解消を目指している。

## (2) 財政再建計画の主な内容

赤池町役場13課を10課に統合、職員数107人を104人に削減した。

人件費では町職員の昇給一年停止、課長職、特別職はとうぶんのあいだ、期末手当の10%と役職加算をカット。三役、議員の報酬、給与の据え置き、出張旅費を20%削減など。

同じく再建団体となった町立病院も人件費抑制がうちだされた。

他方で、議員定数を18から16へ削減する条例改正案は、議会の抵抗で否決されてしまい、「町の財政運営のお目付け役である議会は何をしていたのか」との批判がわき上がった。

## (3) 住民サービスへの影響

### ①使用料・手数料の値上げ

町営住宅は98年度まで段階的に25%アップされた。また、公民館、町営球場などは5年ごとに25%アップされた。

証明書発行手数料は50円値上げして300円になった。

水道料は使用8立方㍍までは10%アップ、それ以上は1立方㍍につき30円アップされた。

### ②廃止

住宅新築資金等貸付事業は九五年度で廃止された。

幼稚園児などへの特別保育被服貸与と進学奨学金も廃止された。

### ③補助金カット

92年度で町内の文化・スポーツ団体など約150団体に拠出されていた1億4000万円の補助金が65%削減された。

## (4) 自治体職員への影響

### ①給与水準の抑制

職員の給与は次のように抑制された。

まず、全職員が1年間の昇給延伸された。さらに給料表の各級別職務と級別定数が厳密化され、職員によってはさらに最高12月の昇給延伸が実施された。

また、各級別職務と定数が厳密化されたことで、上位級への昇格が難しくなった。赤池町の給料表は行(1)表の7級制で、再建団体前は一般職員でも5級まで昇格できたが、再建計画では3級までとされた。

さらに、再建団体前は、現業職員も非現業職員と同じ賃金表を用いていたが、現業職員には行(2)表が導入され、職員間の格差が拡大した。

かつては3%だった調整手当は段階的に削減され、99年度からは廃止される。職員定数も10人近く減らされた。

これらの職員給与抑制により、91年度に97.8だったラスパイレス指数は、97年度には89.4まで落ちた。

赤池町職の沼口委員長は「賃金や定数は自治省に提出する財政再建計画で枠を決められる。いったん再建計画が決められると、途中で改善されることはかなり難しい」と話す。

## ②当事者能力を失う労使交渉

再建団体になると労使交渉はどうなるのか。沼口委員長によると「ほとんど当事者能力を失う。たとえ、町長と合意しても県や国がOKしなければ、何も実現されない。町長の自治権もないに等しい」ということである。

例えば、再建計画の変更につながる事項は、県と国の承認が必要となる。再建計画で決められた予算を上回る賃金・労条件の改善は、ほとんど県や国が認めないという。

### (5) 財政再建計画の進捗状況

財政再建団体になり、確かに累積赤字は削減された。91年度に約32億円だった赤字は、97年度には約11.4億円となり、6年間で約20億円が削減された。町も、当初の再建計画より2年早く、2000年度末には、再建が完了するとみている。

### (6) 赤池町に学ぶ

## ①住民との連携で町財政の監視を

赤池町職では再建団体解除をにらんで、地域住民との連携を模索している。

沼口委員長は、「町が財政破綻したのは無理な事業をやりすぎたことと、チェック機能がなかったため。組合としても財政のあり方について提言してきたが、労使関係だけで財政改善をはかるのは無理だ。地域住民からの声が、当局や議会に届かないと、

再び公共事業偏重の放漫財政に戻る可能性がある。組合と市民運動が連携して、町財政を監視していきたい」と話す。

## ②住民との信頼関係の確立を

自治体労働者と地域住民が連携するためには、日頃から両者の間に一定の信頼関係が築かれていることが前提となる。その信頼関係の構築には、自治体労働者が「仕事が市民の役に立っているか、税金が有効に使われているか」を自ら積極的に評価していく、またその情報を公開して意見を交換するなどの日常的な取り組みが必要であるだろう。

## ③地方に税財源を

国から地方へ税源を移譲すること、つまり地方が地域社会の多様なニーズに対応できるような財源を確保することは、従来の産業レベルでの安全ネット（地域産業の振興やリゾート開発などによる需要と雇用の創出）を生活レベルでの安全ネット（福祉、医療、教育などの対人社会サービスの現物給付）に張り替えるために、是非とも必要であること、また、これらの対人社会サービスが、従来型の公共事業投資よりも経済波及効果や雇用効果においてもより有効であることについては、本論「地方財政危機の現状とその課題」で述べた通りである。

## ④分権型市民社会の創出を

ところで、これらの対人社会サービスを地域社会の実状や住民の要望に沿ってきめ細かく供給していくことができるるのは、地域住民とフェイス・トゥ・フェイスで日常的に接している自治体労働者だけであり、そういった意味からも自治体職員と住民との間に緊密な連携が必要となっている。いま、住民に開かれた自治体づくりが求められている。

## 【参考文献】

- 猪熊均『自治体破綻』日刊工業新聞社、1999年3月。  
神野直彦ほか編『自治体倒産』日本評論社、1999年4月。  
自治労中央機関紙『じちろう』第1675号、1999年4月。

## キーワード

### <財政再建団体>

財政上の赤字を解消するため、財政の再建を行う地方公共団体をすべて財政再建団体という場合と、地方財政再建促進特別措置法（以下「再建法」という）に基づき、財政再建を行っている地方公共団体を財政再建団体という場合がある。

1955年に地方公共団体の財政を再建するため、再建法が制定された。同法は財政再建の方式を現行3つに区分している。①1954年度末で赤字のある地方公共団体が、財政再建債を発行して行う再建、②同上の地方公共団体が、財政再建債を発行しないで行う再建、③1955年度以降の年度において赤字を生じた地方公共団体が再建法の規定を準用して行う財政再建、である。

再建法では、1954年度の赤字団体であって、その財政再建計画について自治大臣の承認を受けたもの、すなわち①の方式による団体を財政再建団体と定義している。

しかし、一般には上記3方式による再建団体をすべて財政再建団体というが、厳密には①及び②の方式によるもののみを財政再建団体といい、③の方式によるものは財政再建準用団体と区分している。

地方公営企業の赤字再建については、1966年の地方公営企業法の改正により、地方公営企業の財政再建に関する規定が設けられ、水道、工業用水道、軌道、自動車運送、電気、ガス、病院の各事業のうち実質収支が均衡していないもので1966年3月末日現在で不良債務を有する公営企業を経営する地方公共団体が、同法の規定により財政の再建を行うことを申し出て、その財政再建計画について自治大臣の承認を得たものを地方公営企業法上の財政再建団体という。

### <財政再建準用団体>

地方財政再建促進特別措置法22条に規定する1955年度以降の赤字団体で、同法の規定を準用して財政の再建を行う団体を財政再建準用団体という。

地方財政再建促進特別措置法（以下「再建法」という）は、1955年に1954年度末の赤字団体を対象として財政の再建を行わせることを目的として制定されたものであって、本来の意味における財政再建団体とは当然1954年度末の赤字団体で財政の再建を行う団体に限られていた。しかし、1955年度以降に赤字となった団体のうちにも財政の再建を行おうとする団体があり、再建法を準用して財政再建計画を作成し財政の再建を行い得る途が開かれた。これに該当するものが財政再建準用団体であり、単に「準用団体」ともいう。

赤字団体が準用再建によって財政を再建しようとするときは、おおむね再建団体と同様の手続が必要である。まず、①当該団体の議会の議決を経て自治大臣に再建の申出をしなければならない（再建法2Ⅰ・22Ⅱにおいて準用。以下同じであるから一々準用関係を記さない）。②自治大臣は財政再建計画を作成する基準となる日を指定し、当該団体は財政再建計

画を指定日現在によって定めることを要する（再建法2Ⅰ）。③当該団体の長は指定日現在の年度から始まる再建計画を作成し、議会の議決を経て、自治大臣の承認を受けなければならない（再建法3Ⅰ）。④当該団体は再建計画に基づき予算を調整することを義務づけられる（再建法3Ⅶ）。⑤再建計画の承認があった場合は、その要領を住民に公表しなければならない（再建法4）。以上が準用団体の財政再建の制度上の手続である。

準用団体に対する財政措置は、一時借入金について政府資金の融資あっせん、一時借入金の支払利子及び退職手当債についての特別交付税による措置、退職手当債の発行許可及び地方債の制限の解除がある。

なお、地方公営企業については、1966年3月末日現在における赤字企業に対して財政再建制度が設けられた（公企法43）が、その後に赤字が発生した企業の財政再建については、準用再建制度が適用される（同法49）。

### ＜自主再建＞

実質収支において赤字を生じた地方公共団体が財政を建て直す方法としては、①地方財政再建促進特別措置法（以下「再建法」という）に基づき、同法を準用して財政を再建する方式、②再建法に基づかず、全く自力で赤字を解消し財政を再建する方式、の2つがある。前者を「準用再建」、後者を通常「自主再建」といっている。

財政を再建するに当たって、再建法を準用して再建するか、自主再建によるかは、赤字団体の自主的な判断によって決すべきことである。準用再建の場合は、再建法に基づいて自治大臣に財政再建計画を提出し、その承認を受けなければならぬ等の制約があるが、承認を受けたあとは国の監督により、確実に再建の目的を達成しうるメリットがある。

一方自主再建の場合は、準用団体のように法律の規定による制約等を受けることはないが、自力で赤字を解消することとなるため、財政再建の強い意思と実行力が必要とされる。一般的に自主再建の場合は、次のような問題がある。

①自主再建の場合には、手のつけにくい是正策は見送り、手のつけやすい部分のみのは是正により財政再建を行おうとする傾向がある。財政の再建は単に赤字を解消することだけが目的ではなく、赤字が出た原因の究明と再び赤字を出すことのないよう財政構造の根本的改善を図ることが最も重要とされている。したがって手のつけやすい部分のみのは是正では財政構造の改善にはなりにくい。

②また当初計画した再建の目的を達成しないまま中途半端な形で終わってしまうことになる。

③自主再建には法令上の優遇措置とか、国の財政措置とかは全くない。

自主再建に当たっては、当該団体の議会や住民等の理解と支持を得なければならぬことはいうまでもない。そのため、自主再建のための赤字解消計画、その具体的方策について意見を交換し協力を求める必要がある。

### ＜財政再建計画＞

地方財政再建特別措置法の規定に基づき、財政の再建を行おうとする団体が作成する財政再建のための赤字解消年次計画を財政再建計画という。

財政再建計画は、地方税や使用料等の自主財源の増収を中心とする歳入の増収措置及び人

件費、物件費等の管理的経費の節減措置を中心とする歳出の抑制措置によって、過去に生じた赤字を年次を追って段階的に解消するとともに、財政構造の改善を図り、将来における財政の健全性を確保することを目的としている。赤字の解消によって単に形式収支の均衡を回復するだけでは不十分であり、行財政運営全般にわたる見直しを行って、計画完了時までに財政構造の健全化を図るものでなければならないとされる。

財政再建計画の作成に当たって留意すべき事項は、次のとおりである。

- ①計画は、現行の制度を前提として策定する。
- ②計画は、再建の期間、再建の基本方針、再建に必要な具体的措置、歳入歳出年次総合計画の4つから構成される。
- ③再建期間は、赤字額、財政力、行財政規模、その他当該団体の特殊事情を勘案して定められるが、原則として次の算式による。

(都道府県の場合)

$$\frac{\text{実質赤字額}}{\text{標準財政規模} \times \frac{1}{20}} - 1 = \text{再建基準年数}$$

(市町村の場合)

$$\frac{\text{実質赤字額}}{\text{標準財政規模} \times \frac{1}{10}} - 1 = \text{再建基準年数}$$

(註) いずれの場合も計算に用いられる数値は、財政再建計画策定年度の前年度の数値である。

- ④再建の基本方針には、財政再建のため必要な行財政上の措置の大綱を定める。
- ⑤再建に必要な具体的措置には、財政再建の基本方針に基づいて実施すべき具体的な措置及びこれに伴う歳入、歳出の増減額を記載する。

### <地方債の制限>

地方債は、原則的には、すべての地方公共団体が起こすことができるものであるが、地方債は後年度に財政負担を残すものであるから、特定の要件に該当する地方公共団体については、法律により、あるいは地方債の運用上、地方債を起こすことを制限されている。

#### (1) 法律上の制限

- ①地方公共団体の起債権能に対する地方自治法及び地方財政法による制限としては、次の場合がある。
  - (ア) 財産区には、起債権能が認められていないこと
  - (イ) 地方開発事業団には、事業の種類（特定事業に限る）による制限があること（自治法314Ⅱ）
  - (ウ) 地方公共団体には、公共施設及び公用施設の建設事業につき、普通税の税率による制限があること。なお、東京都がこの制限をうけるときは、特別区についても制限があること（地財法51⑤・Ⅱ）
- ②歳入欠陥を生じた団体で赤字の額が多額にのぼる団体（当該赤字額の標準財政規模に

に対する割合が、都道府県にあっては5%、市町村にあっては20%を超える団体)は、自治大臣が承認した財政再建計画に従って財政の再建を行う場合でなければ、地方債をもって地方財政法5条1項5号に掲げる経費(直轄事業、災害関連事業等災害復旧事業に準ずる事業で国庫負担金を伴うもの及び地域改善対策特定事業債で、その元利償還額が地方交付税の基準財政需要額に算入されるものを除く)の財源とすることができないこと(再建法23I、再建令11の2)

## (2) 運用上の制限

地方債の許可方針等の実際の運用において、起債の償還状況、公債費比率、税の徴収率、収益事業収益、企業の経営態度により、次のような制限がある。

### ①起債が許可されない団体

- (ア) 地方債の元利金の払込みについて延滞を繰り返したものであって、今後においても延滞を生ずるおそれのあるもの
- (イ) 過去において著しく真実に相違した申請により地方債の許可を受けたもの

### ②起債が制限される団体

- (ア) 起債制限比率によるもの

起債制限比率が30%以上の団体にあっては、原則として一般事業債(一般公共事業のうち災害関連事業を除いた事業、公営住宅建設事業、義務教育施設整備事業、一般単独事業、新産業都市等建設事業のうち地域財政特例対策を除いた事業、公共用地先行取得等事業、厚生福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、公営企業債のうち普通会計に属する出資金に係る地方債をいう。以下同じ)が許可されないこと

また、起債制限比率が20%以上30%未満の団体にあっては、原則として一般単独事業債及び厚生福祉施設整備事業に係る地方債が許可されないこと

なお、起債制限比率とは、地方交付税の算定において事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費を除外するため、公債費比率に一定率を乗じて得た比率の過去3年度間の平均である。

- (イ) 地方税の現年度分の徴収率が90%未満のもの、公営競技の収益金が著しく多額なもの及び給与その他財政支出の状況が著しく適正を欠き、かつその是正のために必要な努力を払わないものについてはその状況に応じ、一般事業債の額について制限があること
- (ウ) 赤字団体のうち、地方財政再建促進特別措置法23条1項の規定の適用がない団体であっても、その実情に応じ制限されること
- (エ) 多額の赤字を有する公営企業で経営の健全化の努力を払わないものは、起債が制限されるものであること

# 神奈川における 99年統一自治体選挙の結果

(社) 神奈川県地方自治研究センター事務局

1999年4月11日と25日に執行された第14回統一自治体選挙の結果は、大きな変化を見せている。第1ラウンド（県・政令市）の選挙では、昨年7月の参議院選挙に惨敗した自民党が、敗戦をバネに地域活動を強化した結果、大きく伸びる結果となった。一方、社会党から社民党に党名を変更し、民主党の結党により分裂を余儀なくされて

いた社民党は、党の存続を危ぶまれるほどの惨敗ぶりとなった。第2ラウンド（市町村）では、共産党の増加が見られるものの、社民党は議席を減らしながらも一定の成果を上げ、公明・ネットは現状維持であった。

以下、各級選挙について、その特徴的な動きを見ることにする。

## I 第1ラウンド（県・政令市）

### 1. 神奈川県会議員選挙

県議選の結果は、今後の県政界を左右する大きな動向を示すものとして注目されたが、定数が115から107に8議席減らされたこともあるて各地で現職の落選する選挙区が続出した。激戦が繰り広げられたわりには投票率がのびず（46.41%、前回46.54%）、やや低調気味であったし、西区、秦野（2議席）、海老名、南足柄、綾瀬、愛甲郡の6選挙区で7名の無投票当選者を出したことに現れるように、もう一つ盛り上がりに欠けた。選挙結果は、自民、共産の躍進と社民党の衰退が目立つのが各党の消長ぶり

であったが、4分の1が新人となり新旧交代が行われたことになる。

県会の第一党であった自民党は、改選前の40議席を5議席上回る45議席を獲得し、大きく伸びた。参議院選挙の後遺症を吹っ切るように、積極的に候補者を擁立したことが功を奏した形となっている。横浜では全区で当選者を出し、金沢区、横須賀、藤沢、小田原、相模原、厚木などの選挙区で2名当選を果たし、公認候補の落選はわずか7名にすぎなかったという善戦ぶりが今回の特徴である。現職の取りこぼしは2議席にすぎず、新人は7名が当選し、一定の新旧交代が進んだ。5月に始まった県会での会派届けでは、無所属から2名が加わり57議席の大会派となり、今後の県政に大きな影響力を行使することになった。

99年統一自治体選挙 県・政令市議選結果一覧表

(社)神奈川県地方自治研究センター

神奈川県会

1999.6.1現在

政党名	95年当選者数	立候補者数	改選前	当選者数	内訳	現職元	新進	女性	増減	議会内会派	議会内会派
自 民	38	52	41	45	36	2	7	1	4	自 民 党	47
民 主	18	34	20	23	16	0	7	1	3	かながわ清風会	28
公 明	11	9	10	9	8	0	1	0	-1	公 明 党	9
共 産	2	31	2	6	1	0	5	3	4	共 産 党	6
社 民	22	6	13	1	1	0	0	0	-12	社 民 党	3
ネット	4	12	3	4	2	0	2	4	1	神奈川ネット	4
自 由		1	0	0	0	0	0	0	0		
諸 派	4	2	0	0	0	0	0	0	0	県 政	21
無 所 屬	16	44	19	19	13	2	4	0	0	県 民 の 会	1
合 計	115	191	108	107	77	4	26	9	-1	合 計	107
構成比					72.0%	3.7%	24.3%	8.4%			

95年当選者数は、新進党・さきがけを合わせて民主の欄に、社会党は社民に記入

民主党は、結党後初めての選挙であったが、改選前の20議席を3議席上回る23議席となり一定の成果を上げた。現職が16に対して新人が7と世代交代がかなり進んだことになる。民主党の中には、旧社民党から移った民主かながわフォーラムと、旧進新党系のかながわ清風会（旧民社系、その他）が、それぞれ別々の選挙態勢をくんで戦いを進めてきた。公認候補の当選者の内訳は、社民系は中堅現職の落選もあって11名中7名（うち新人2）の当選者に対して、旧民社系は15名中13名（うち新人3）が当選、その他8名中3名（うち新人2）当選という結果であった。このため、選挙後の会派構成をめぐってそれぞれの主導権をめぐって大きな波乱が予想された。さまざまな議論があったようであるが、最終的に旧社民系が大幅な譲歩をしたことによりこの両会派は統一することとなり、無所属で当選した5名（民社系3、その他2）を加えて「かながわ清風会」として28名の構成で第2党となった。

公明党は、現職議員の汚職事件などもあって立候補者を9名に絞った結果、全員当選となった。しかし、前回の選挙結果の11議席を2議席減らす結果となり、守勢を余

儀なくされた状況である。民主党との選挙協力や、連合推薦2名のほか、旧同盟系労働組合からの選挙協力などが行われ、多党派との協力関係が公明党公認のいる9選挙区をめぐって展開されたのも特徴的であった。

社民党は、所属議員が民主党への移籍や無所属での立候補が相次ぎ、公認候補を6人に絞って必勝を期したが、当選者は幹事長1名だけとなり、代表、副代表がともに落選の悲哀を見た。党勢の衰退は明らかであるが、5月県会では社民党推薦の川崎区、茅ヶ崎の無所属当選者2名とともに3議席で社民党の会派を構成することになった。

共産党は、参議院選挙での議席獲得の躍進ムードに乗り、党の委員長や書記局長など大物が続々来県し選挙戦を盛り上げ、2議席から6議席への増加を見せた。強いと言われた川崎区で現職が落選したものの、定数減となった相模原で議席を維持し、保土ヶ谷区、港南区、横須賀の女性3名と鶴見区、藤沢の新人5名が当選した。

神奈川ネットワーク運動は、12選挙区で候補者を立て積極的に議席獲得をめざしたが、現職2名、新人2名の4議席で、前回と同数に止まった。神奈川区と厚木で現職

## 横浜市会

政党名	95年当選立候補	改選議席	当選者数	内訳	現元	新	女性	増減	議会会派
自 民	30	38	35	32	31	0	1	0	-3 自民党 32
民 主	19	24	16	19	18	0	1	1	+3 民主党 20
公 明	15	16	14	16	11	0	5	2	+2 公明党 16
共 産	6	18	6	10	5	1	4	4	+4 共産党 10
社 民	13	1	13	0	0	0	0	-13	
ネット	6	15	6	9	6	0	3	3	ネット横浜 9
自 由		2	0	0	0	0	0	0	
諸 派	3	1	1	1	1	0	0	0	市民クラブ 2
無 所 属	2	22	3	5	4	0	1	2	市民の党 2
合 計	94	137	94	92	76	1	15	18	-2 合計 92
構成比					82.6%	1.1%	16.3%	19.6%	

95年当選者数は、新進党・さきがけを合わせて民主の欄に、社会党は社民に記入

の議席を維持し、青葉区で市長選に出た県議の後継者の新人が当選をはたしたが、旭区では現議席の後継者の当選は果たされなかつたものの、宮前区で市議から転身した新人が当選した。

保守系無所属の会派「県政21」を構成していた議員は、保土ヶ谷で議席を失ったが、新たに2議席を獲得し、8議席の交渉会派となった。無所属当選者は合計19名だったが、自民党に2名、かながわ清風会に5名、社民党に2名が入ったため、「県政21」の他は1人会派の2名だけとなった。

### 2. 横浜市会議員選挙

横浜市議選は、定数が94から92に減少されたことを受け、県都の政治決戦として各党が複数候補を擁立するなど積極的な選挙戦が展開されたが、そのわりに投票率は伸びなかつた（投票率47.13%、前回45.92%）。選挙結果は、自民党が伸び悩み、共産党とネットが躍進し、社民党が消滅するという状況であった。新人の当選は15名にとどまり、公明党、共産党とネットで多いのが特徴である。

自民党は、改選議席を3上回る38名の候補者を擁立し現状維持をめざしたが、現職が31名当選したものの新人はわずか1名と、改選前議席を3減らす結果となった。旭区、港南区、青葉区などで現職を中心に3議席ずつを獲得した反面、港南区で3名立候補した中でベテランを含む2名が落選し、保土ヶ谷区でもベテランが落選するなど取りこぼしが目立つた。選挙後の議会構成は、無所属からの入党者もなく32議席となつたが、改選前を越えることはできなかつた。

民主党は、24名を公認し、そのうち現職を中心に19名が当選し、改選前の議席を3のばすという結果であったが、新人はわずか1名の当選に止まつてゐる。旧社民党からは8名が民主党公認となりそのうち6名が当選しているが、旧民社系では16名のうち当選者が13名であり、それぞれ別々の選挙戦を展開したわけである。旧民社系では南区でベテランが落選した他は現職が順調に当選しているが、現職を含む社民系の減少が目に付く。選挙後の会派構成は、昨年10月の結党後に入党して無所属で当選した1名の現職を含めて20名で民主党の統一会派を構成した。

公明党は、新旧交代を積極的に進め、16

名中5人の新人候補を抱えて都築、栄の2区を除く各区に候補者を立て、全員当選を果たした。2議席を増加させたことと、新人5人が当選し新旧交代が進んだことが特徴である。

共産党は、18区にそれぞれ候補者を立て積極的な選挙戦を進めたが、10議席を獲得し、改選前議席を4議席増と大幅に増加させた。保土ヶ谷、旭、磯子、青葉区の新人はいずれも旧社民系（民主党、社民党、無所属と党派名は異なっているが）の候補者を破っての当選であるのが注目される。旧社会党支持者の一部が、共産党支持に回ったことが推測できる内容である。

ネットワーク横浜は、中、西、瀬谷区を除く15区で候補者を擁立し、現職6名に加え3名の新人を当選させ大幅な躍進となつた。現職は全員が当選したが、金沢を除いていずれも上・中位の当選を果たしており、新人の当選はいずれもきわどい票差であるが、港南では自民の現職を、保土ヶ谷では民主と自民の現職を破っており、緑では自民・共産の新人を破っての当選であった。

社民党では、唯一の公認候補を旭区に擁立したが、当選確実という予想に反して次点に止まり落選し、社民党の議席は0となってしまった。これで前回まで13議席あった社民党の会派は消滅したことになる。この他に、旧社民党からは無所属で6名が立候補しているが、現職2名と新人1名の半数の当選に止まった。会派構成では、この当選者のうち1名は民主党へ移り、2名は議会内会派「市民クラブ」をつくって独自の道を行くことになった。

この他に無所属の当選者は5名と諸派1名だが、既述のように民主へ1名が移り、市民クラブの2名の他、2名が「市民の党」の会派をつくり、諸派の1名は1人会派のままである。

### 3. 川崎市会議員選挙

川崎市議選は、定数64名に対して83名が立候補し、少数激戦の選挙であったが、投票率は前回とほとんど変わらない48.07%（前回48.09%）となった。選挙結果を見ると、自民党は第1党を確保したものの改選前議席を減らし、共産党が大幅に躍進し、当選者数では公明を抜いて第2党に躍り出る活躍ぶりで、社民党が消滅するという事態となった。そのなかでも新旧交代が進み、新人の当選者は4分の1を越えていた。

自民党は、21名の候補者を擁立したものの16名の当選に止まり、単独第1党は維持したものの2議席減少した。特に多摩区で4人の現職公認候補を擁立したが2名が落選の憂き目を見て、現職引退後の新人候補4名が当選したのに止まっている。

共産党は、麻生区を除き6区で複数の候補者を擁立し（川崎区は3名）積極的に選挙戦を展開した結果、14名全員当選を果たし、改選前を5議席上回る躍進ぶりを見せた。当選者数で見ると第2党に躍り出たことになる。このうち、現職は7名で半数に過ぎず、元職2名、新人5名と大幅な入れ替えを見せている。

公明党は、改選前の11議席を1議席のばし、12議席を獲得、共産党と同様に全員当選を果たしたが、共産党に抜かれ第3党となってしまった。現職は1名が引退し10名であり、新人は2名に止まっている。

民主党は、改選議員5名が全員当選し、新人2名が当選して選挙結果は2議席の増加となった。この現職はいずれも旧民社系であり、新人は新進系となっている。一方、社民党系は全員が無所属での立候補となり、川崎ローカルパーティの結成をめざし

## 川崎市会

政党名	95年当選者	立候補者	改選前	当選者	内訳	現職	元議員	新議員	女性議員	増減	議会会派
自 民	18	21	18	16	12	0	4	0	-2	自 民 党	16
民 主	5	7	5	7	5	0	2	1	+2	民 主・市民連合	15
公 明	11	12	11	12	10	0	2	1	+1	公 明 党	12
共 産	9	14	9	14	7	2	5	4	+5	共 産 党	14
社 民	10	11	11	0	0	0	0	0	-11		
ネット	4	5	3	3	0	0	3	3	0	ネット川崎	3
自 由	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
諸 派	1	0	0	0	0	0	0	0	0	市民同志会	3
無 所 属	7	22	6	12	11	0	1	3	+6	無 所 属	1
合 計	64	83	63	64	45	2	17	12	+1	合 計	64
構成比					70.3%	3.1%	26.6%	18.8%			

95年当選者数は、新進党・さきがけを合わせて民主の欄に、社会党は社民に記入

ていたが、9名の無所属立候補のうち7名が当選した。5月の会派構成にあたって様々な議論があったようだが、無所属（電機労連）の1名が新たに加わり15名で「民主党・市民連合」の会派をつくり、辛うじて第2党の地位を確保した。

川崎ネットは、川崎・中原を除く5区でいずれも新人を擁立したが、当選者は3名であり、改選前議席と同数に止まっている。ネット内部の規定では2期8年を限度としており、現職3名はいずれも交代時期であったため、2名は県議に挑戦し宮前区で県議の議席を確保したことと合わせて、市議の後継者もトップ当選した。しかし幸区では県議・市議とも落選となり議席を維持できなかったが、多摩区では現職に変わった新人が、麻生区では新人が新たに議席を獲得した。

社民党は、幸区で唯一公認の新人を擁立したが破れ、会派とともに消滅した。

無所属の当選者は12名であったが、前述のように社民党の現職が無所属となったものが7名あり、新人1名とともに民主党に合流した。残る3名のうち保守系の2名は「市民同志会」の会派をつくり、前回ネットで当選し今回ネットから離れて当選した1名は無所属のままとなっている。

### 4. 旧社会党系の動向

96年に民主党が結成され、国レベルでは社民党から民主党へ移籍した議員が多くなったが、神奈川では地方議会を中心に社民党の会派を維持していた。その社民党の地方議員は、今回の統一自治体選挙で大きく動き、民主党の公認、社民党の公認、無所属での立候補と3つに分かれた。第1ラウンドの選挙結果は、前述のように社民党の会派が消滅するという歴史的な結末を見せたわけであるが、そこで、旧社会党系の立候補者の選挙結果を総括的に見てみることにする。

県会では、民主党公認11名（元1、新人2）、社民党公認6名（元1、新人1）、無所属7名（新人2）に分かれた。民主党公認では7名（新人2）が当選、社民党公認は1名、無所属では2名の当選であり、当選10名、落選13名という結果であった。特に社民党公認と無所属の落選者の多いのが目に付く。

横浜市会では、民主党公認8名（新人1）の立候補のうち現職の6名が当選、社民党

## 旧社会党議員の動向

1999. 4 選挙結果

(社)神奈川県地方自治研究センター調べ

	社会党公認		民主党公認		無所属		合 計			
	立候補	当選	立候補	当選	立候補	当選	立候補	当選	落選	
県 会	6 新1、元1	1 現	11 新2、元1	7 新2、現5	7 新2、現5	2 現2	24 新5、元2	10 新2、現8	14	当選新2は民主党
横浜市会	1 現	0 新1、現7	8 現6	6 新2、元1	6 新2、元1	3 現3	15 新3、元1	9 新1、現8	6	当選新1は無所属
川崎市会	1 新	0 新	0 新1、現8	0 新1、現8	9 新1、現8	7 現7	10 新2、現8	7 現7	3	
小計 当選率	8 12.5%	1 68.4%	19 68.4%	13 54.5%	22 54.5%	12 49	26 53.1%	23 53.1%	当選現23、新3	
横須賀市会	0 0	0 0	0 0	0 0	6 1	6 1	6 1	6 1	0	当選現5、新1
平塚市会	0 0	0 0	0 0	0 0	3 1	3 1	3 1	3 1	0	当選現3
藤沢市会	3 3	3 3	1 0	1 0	1 1	1 1	5 4	5 4	0	当選現5
小田原市会	3 3	3 3	0 0	0 0	1 1	1 1	4 4	4 4	0	当選現4
茅ヶ崎市会	2 2	2 2	2 2	2 2	1 2	1 2	5 4	5 4	0	当選現4、新1
相模原市会	2 2	2 2	0 0	0 0	2 1	2 1	4 3	4 3	0	当選現4
三浦市会	0 0	0 0	0 0	0 0	1 1	1 1	1 1	1 1	0	当選新1
大和市会	2 2	1 1	0 0	0 0	1 0	1 0	3 1	2 1	1	当選現1、元1
伊勢原市会	1 1	1 1	0 0	0 0	0 0	0 0	1 1	1 1	0	当選現1
南足柄市会	0 0	0 0	0 0	0 0	1 1	1 1	1 1	1 1	0	当選現1
綾瀬市会	1 1	1 0	0 0	0 0	0 0	0 0	1 1	1 1	0	当選現1
小計 当選率	14 92.9%	13 100.0%	3 100.0%	3 100.0%	17 100.0%	17 100.0%	34 97.1%	33 97.1%	1	当選現30、元1、新2

公認は1名だけで結果は落選、無所属6名（元1、新人2）のうち当選者3名（新人1）という結果であった。

川崎市会では、現職8名がすべて無所属で立候補し、新人1名の9名が立候補したが、現職が7名当選した。社民党は新人を1名擁立したが、落選している。

これら3議会の立候補者を出身労組の系列で見ても、全体の動向と同様に、民主党、社民党、無所属と対応が3分化されている。立候補者の多い単産だけで見ると、自治労は11名の立候補で県会は民主1・社民2・無所属3で6名が、横浜市会は民主・無所属で2名、川崎市会は無所属3名と分かれた。選挙結果は、県会では民主・社民・無所属から各1名が当選、横浜市議は民主・無所属で当選、川崎市議は無所属で2名当

選、合計7名の当選であった。

神教組は11名の立候補で、県会は民主3・社民1・無所属2の6名が候補者であったが、民主の1名だけの当選にとどまった。横浜市会は3名が無所属で立候補し、現職1名だけ当選、川崎市会も無所属で2名が立候補したが、現職の1名の当選だけであり、合計3名の当選にとどまった。新人はいずれも当選せず、現職の敗退が特に目に付いた。

全水道は、横浜市会で民主・社民の公認が各1名、川崎市会で無所属2名の計4名が立候補し、横浜で民主の1、川崎で無所属の2名の計3名の当選であった。都市交通は、県会で社民から1名、横浜市会は民主から新人1を含む3名の計4名の立候補であったが、県会は落選、横浜市会は現職

の2名が当選し合計2名の当選にとどまった。同じ単産の候補が選挙区で県会と市会が社民と民主に分かれて立候補し、ともに落選となっているのが特徴的である。

公務員関係の労組出身議員は、かつての社会党時代の中心的役割を担ってきたが、今回の選挙結果は、統一的対応ができなかつたこともあって大幅な退潮ぶりを見せており。これに引き替え、民間組合の中でも社会党と友好関係にあった電機連合出身者は、県会に民主から3名、横浜市会で民主2・無所属2名、川崎市会で無所属2名の7名が立候補したが、横浜の無所属1名だけの落選で6名が当選している。大きな時代の変化といわざるを得ない。

## 5. 神奈川県知事選挙

神奈川県知事選挙は、自民・公明・民主・県政21など県会8会派の推薦を受けた岡崎洋現知事に対して、共産党推薦の中里竜夫、労働党の山本正治、元県企業庁長の関山泰雄、無所属の佐々木栄など4名が立候補した。多党派からの支援を得た岡崎知

事の圧勝が当初から予想されていたが、結果として、岡崎氏が173万票で前回より20万票上回って当選を決め、中里氏48万票、山本氏31万票、関山氏15.9万票、佐々木氏10.9万票であった。

岡崎氏は、前回の153万票から20万票増加させたのに対して、共産党の推薦を受けた中里氏は前回の67万票から大きく20万票を減らし、山本氏も前回の44万票から13万票も減らしている。関山氏は県庁出身ということもあり、得票を重ねるものと予想されたが伸びず、告示直前に立候補を決め泡沫候補と見られた佐々木氏が10万票も獲得するなど予想外の結果ともいえる。

再選を果たした岡崎知事は、98年秋に県財政の危機宣言を行い、その後県財政の再建に向けた努力を行ったことが評価されたものと思われる。現職2期目は強いといわれているが、派手なパフォーマンスの嫌いなため知名度はもうひとつ盛り上がり上がらなかった。そのため、前回は21万票の無効票がでたわけであるが、今回も20万票余りの無効票がでていることに象徴されるように、投票率の伸び悩みと合わせて県政への県民の関心の薄さを示しているようである。

## II 第2ラウンド（一般市・町村）

### 1. 首長選（茅ヶ崎市長選）

後半の統一選挙では、4月18日には、平塚、茅ヶ崎、大和、南足柄の4市長選挙と、横須賀、平塚、藤沢、小田原、茅ヶ崎、相模

原、大和、三浦、伊勢原、南足柄、綾瀬の11市議選が告示された。20日には、湯河原の町長選、葉山、中井、山北、開成、城山の5町議選が告示された。

首長選挙では、平塚では吉野稜威雄現市長が、大和では土屋侯保現市長が、南足柄では鈴木佑現市長が、湯河原では米岡幸男現町長がそれぞれ無投票となり、告示日に

無投票当選が決まった。いずれも、前回95年の選挙で当選した2期目の首長であることが特徴的であった。

首長選挙で唯一競争になったのは茅ヶ崎市長選挙で、現職の市長の引退に伴い激しい選挙戦が繰り広げられた。元県議長の添田高明氏が自民、公明、社民、自由党の推薦を受け、元蔵相秘書の池田東一郎氏が民主党の支持を得て、元市議の瀬田恵子氏がネットとさきがけの推薦を得て、経営コンサルタントの小林久司氏が共産党の推薦を得て立候補をし、前回も立候補した吉開輝隆氏も立候補したことにより5人の争いとなった。

選挙は、激戦のため投票率が前回より10ポイント上がって55.07%となったが、結果的には自・公・社民などの推薦を得ている、県議長を務めた添田氏が他の4名を退け3万9千票弱で初当選を果たした。厚い保守層にささえられ、県議員を長く務めて知名度の高い添田氏が、最終的には引退する根本康明市長の支持も取り付け、順当な勝利といえよう。この市長選を通じて、旧社会党支持者の中で、添田氏と瀬田氏の支持者に分かれ、連合も推薦を決められないなどの混乱も起こっていた。

## 2. 市会議員選挙

### ① 横須賀市議会

(定数46 - 立候補53)

定数を7名上回る立候補があり、激戦となつたため投票率も前回を上回る52.58%（前回49.03%）となった。

自民党は、現有議席10を13に増やし前回の当選議席と同数となつたが、ベテランの

党支部長が落選するという波乱があった。公明党は、現職5名と新人女性2名の7名が全員当選を果たし、現有議席を維持した。共産党は、4人を立て議席の拡大をはかったが、現職1名が落選、現有3議席に止まつたが、新人で市議最年少議員の誕生を果たした。ネットは、3人を立て議席の拡大をはかったが、現職と新人が落選し、前回獲得した議席を1名減らす結果となった。

社民党系は、前議会中に党籍離脱をした議員が3名あったものの同一会派を構成していたが、今回の選挙では現職5名全員が無所属で立候補し、新人の1名を含めて6名が当選し、前回と同数の結果となった。ネットを離脱して社民と同一会派を組んでいた無所属議員も当選を果たした。

こうしたこともあり、無所属議員は前回の14名から21名に増加しているが、旧社会党系の6名などを除くと変化はしていない。

### ② 平塚市議会

(定数34 - 立候補46)

定数を12名上回る立候補者があり、元職と新人19名という激戦となつたが、投票率は前回を下回る52.37%（前回56.96%）であった。前回は市長選挙が行われ激戦を開いたが、今回は無投票であったことから盛り上がりに欠けた選挙となつた。現職が7名引退し、立候補した現職が3名落選、新人が3割を占める10名となり新旧交代を果たした。

公明党は、現職5名に立候補を絞り、前回同様の5名全員当選を果たした。共産党は、新人3名を含む4名が立候補し議席拡大をめざした結果、4名全員が当選を果たした。ネットは、議席拡大をめざし3名を立候補させたが、現職を含む2名が落選、1名減の1議席に止まつた。

社民党は前回3議席の現職が、全員無所属で立候補し3名とも当選した。保守系は自民党を名乗らず無所属で立候補しているため、前回を3名上回る21名となった。

### ③ 藤沢市議会

(定数40－立候補52)

定数を12名上回る多くの立候補者があり、激戦となつたため投票率が5ポイント上がる46.61%（前回41.24%）となった。そのため、現職が3名落選、新人が3割を越える13名となり、元職2名を加えて現職は25名に止まり大幅な交代となつた。また、女性が6名で2割を占めたが前回を2名下回る結果となつた。

党派別では、自民党が立候補者5名と前回の7名より減らした結果、4名の当選で議席を大きく減らした。公明党は、現職4・新人2の6名で前回同様の立候補者であったが、全員当選し現有議席を守つた。共産党は新人2名を含む5名が立候補し、全員当選し前回議席を維持することになつた。

社民党は、前回の5議席のうち1名が民主党へ移り、1名が引退し3名が立候補したが、民主党への移籍者を含め全員当選となつた。ネットは、議席拡大をめざし3名を立候補させたが、現職と新人が落選し、現有の1議席に止まつてゐる。無所属の当選者が元職2名、新人7名を含む20名と前回を上回つてゐるのが特徴である。

### ④ 小田原市議会

(定数32－立候補35)

定数をわずか3名上回る少数激戦となつたが、投票率は前回をわずか上回る58.55%（前回57.28%）であった。選挙結果はほとんど前回議席の変化はなかつたも

のの、新人が4分の1の8名当選した。

党派別で見ると、公明党は新人1名を含む4人が立候補し全員当選し、現有議席を維持した。共産党は、新人2名を含む3名を立候補させ、全員当選した。社民党も前回同様の3名の現職を立て、10期連続当選のベテランを含め全員当選を果たしてゐる。ネットは、前回初議席を得たが、今回は新人に交代し当選を果たした。

保守系では自民を名乗らず無所属の立候補であり、ベテランの現職副議長の落選はあったものの、改選前と同数の21議席となっている。

### ⑤ 茅ヶ崎市議会

(定数30－立候補38)

定数を8名上回る候補者による選挙となり、激戦となつた市長選の影響もあって投票率は前回を約10ポイント上回る55.07%（前回45.64%）となつた。市長選とセットで訴えた候補が多かつたが、少数多党化の傾向を示したのが選挙結果であり、女性議員が8名当選し4分の1を占めることになつた。

自民党は1名の新人を含め2名が立候補し当選した。民主党は、社民党から移つた2名と旧新進党の1名の3名が公認で立候補し全員当選を果たした。

公明党は、新人1名を含む4名が立候補し、これも全員当選を果たした。共産党は、議席拡大をめざして1名新人を出し4名立候補させた結果、全員当選で公明党と同議席となつた。

社民党は、前回当選した4名のうち2名が民主党へ移り1名が無所属となつたため、現有1議席となつたが、新人1名を立て、2名が当選した。ネットは、議席拡大をめざして新人1名を含む2名を擁立し、2名の当選を果たした。

## 99年統一自治体選挙の結果 一般市・町村議会選挙

横須賀市議会

政党名	95当選	立候補	改前	当選者	現	元	新	女性	増減
自 民	13	15	10	13	12	1	0	1	-3
民 主	2	1	0	1	1	0	0	0	+1
公 明	7	7	7	7	5	0	2	2	-2
共 産	3	4	3	3	1	0	2	1	0
社 民	5								
不 ッ ト	2	3	1	1	0	0	1	1	0
自 由									
諸 派									
無 所 属	14	23	25	21	17	0	4	0	-4
合 計	46	53	46	46	36	1	9	5	0
構成比					78.3%	2.2%	19.6%	10.9%	

小田原市議会

政党名	95当選	立候補	改前	当選者	現	元	新	女性	増減
自 民	0								
民 主	1								
公 明	4	4	4	4	3	0	1	0	0
共 産	3	3	3	3	1	0	2	1	0
社 民	3	3	3	3	3	0	0	0	0
不 ッ ト	1	1	1	1	0	0	1	1	0
自 由									
諸 派									
無 所 属	20	24	21	21	17	0	4	1	0
合 計	32	35	32	32	24	0	8	3	0
構成比					75.0%	0.0%	25.0%	9.4%	

95年当選者数は、新進党・さきがけを合わせて民主の欄に、社会党は社民に記入

平塚市議会

政党名	95当選	立候補	改前	当選者	現	元	新	女性	増減
自 民	0								
民 主	1								
公 明	5	5	5	5	5	0	0	1	0
共 産	3	4	3	4	2	0	2	1	-1
社 民	5	0	0	0	0	0	0	0	0
不 ッ ト	2	3	2	1	1	0	0	1	-1
自 由									
諸 派									
無 所 属	18	34	24	24	16	0	8	1	0
合 計	34	46	34	34	24	0	10	4	0
構成比					70.6%	0.0%	29.4%	11.8%	

茅ヶ崎市議会

政党名	95当選	立候補	改前	当選者	現	元	新	女性	増減
自 民	2	2	2	2	1	0	1	0	0
民 主	0	3	3	3	0	0	0	0	0
公 明	4	4	4	4	3	0	1	2	0
共 産	3	4	3	4	3	0	1	2	-1
社 民	4	2	1	2	1	0	1	0	1
不 ッ ト	1	2	1	2	1	0	1	2	-1
自 由									
諸 派									
無 所 属	16	21	15	13	11	0	2	2	-2
合 計	30	38	29	30	23	0	7	8	1
構成比					76.7%	0.0%	23.3%	26.7%	

藤沢市議会

政党名	95当選	立候補	改前	当選者	現	元	新	女性	増減
自 民	7	5	5	4	3	0	1	0	-1
民 主	1	1	1	1	1	0	0	0	0
公 明	6	6	6	6	4	0	2	2	0
共 産	5	5	4	5	3	0	2	2	-1
社 民	5	3	6	3	3	0	0	1	-3
不 ッ ト	1	3	1	1	0	0	1	1	0
自 由									
諸 派									
無 所 属	15	28	14	20	11	2	7	2	6
合 計	40	52	37	40	25	2	13	8	3
構成比					62.5%	5.0%	32.5%	20.0%	

職5名の8名を立て、全員当選を果たし現有議席を維持した。共産党は、県会議員の再選を果たした勢いに乗り、議席の拡大を目指し現職4と新人1名の5名を擁立し、全員当選を果たして改選前議席を2名上回った。社民党は、現職4名のうち1名が引退、1名が無所属となったため2名の立候補となったが、無所属を含めて全員当選を果たした。ネットは、議席の拡大を目指して新人3名を擁立したが、次点以下に3名が続き共倒れ状態となり、前回の2議席をすべて失うことになった。

前回新進党で当選した3名は無所属となり、1名が引退し2名が当選した。さきがけで唯一当選した議員は民主党公認にな

### ⑥ 相模原市議会

(定数46 - 立候補52)

定数を6名上回り、少数激戦となって、投票率は45.89%となり、前回(44.05%)をわずかながら上回る結果となった。共産党が議席を伸ばし、ネットが議席を失うという変化が見られたことと、新人の当選者が8名という少ないことが特徴であった。

政党別に見ると、公明党は新人3名と現

り、再選を果たした。無所属議員は改選前から2議席増えて、29議席で県内で最も多い議員数となった。

#### ⑦ 三浦市議会

(定数21－立候補24)

定数をわずか3名上回る立候補者で、まさに少数激戦の選挙となつたため、投票率も5ポイントのび65.06%（前回59.87%）となった。現職が2名落選し、3分の1が新人になるという新旧交代の選挙結果であった。

党派別に見ると、自民党は前回の当選者から3名が引退し立候補者が3名となり、3議席当選となった。共産党は、新人2名を含む4名を擁立し、全員当選を果たし前回の議席を維持した。公明党は、引退する1名に変わる新人候補を含めて2名が立候補し、いずれも当選を果たした。

無所属は、共産党から無所属に移ったベテラン議員と社民党系労組から推薦を受けた新人議員を含めて、改選前の8議席から12議席と大きく拡大した。

#### ⑧ 大和市議会

(定数30－立候補34)

定数をわずか4名上回るだけの立候補者であり少数激戦であったが、投票率は伸びず前回（48.58%）を下回る45.52%となっていた。共産党とネットが伸び、社民が減少したことと、現職2名が落選し新人が8名当選、女性が7名当選し新人と女性が4分の1近くを占めたのが特徴である。

党派別に見ると、公明党は新人1名を含む5名を擁立し、全員当選を果たした現議席を維持した。共産党は、現職3に新人1名で議席の拡大を目指し、4名全員当選を果たし1名増となった。社民党は、現職2

名だけの立候補であったが、現職1名が落選し前回の議席を2名減らして1名だけになってしまった。ネットは、現職1・新人2名の3名を擁立して議席拡大を目指し、3名とも当選となり議席を増加させた。

無所属議員は、改選前の17議席のままであるが、現職議長が落選するという波乱もあったが、元職1・新人4で入れ替わりが大きかった。

#### ⑨ 伊勢原市議会

(定数24－立候補29)

定員が2議席減少して5名多い立候補者で争われた選挙であり、投票率は前回（54.12%）を上回る58.15%であった。現職2名が落選の憂き目を見たが、ほとんど変化の見られないのが特徴である。

党派別に見ると、公明党が新人1を含む2名が当選し議席を維持した。共産党は、新人1名を含む3名を立てたが、唯一議席を減らし2名にとどまった。社民党は、現職1名が当選、議席を維持した。ネットは初挑戦で1議席を獲得した。

無所属は、改選前の20名から18名に減少し、定数減の影響を無所属が直接受けたことになる。

#### ⑩ 南足柄市議会

(定数24－立候補27)

定員が2議席削減され、3名オーバーする少数激戦であったため、投票率は県内でもっとも高い73.26%となり前回（68.92%）を大きく上回る結果となった。5人2割の新人が当選したもののはほとんど変化は見られなかった。

公明党は現職の2名だけに絞って当選を果たし改選議席を維持した。共産党は、新人1名を含む3名を擁立して議席の拡大を

## 三浦市議会

政党名	95当選	立候補	改前	当選者	現	元	新	女性	増減
自 民	6	3	6	3	3	0	0	1	-3
民 主									
公 明	2	2	2	2	1	0	1	0	0
共 産	4	4	3	4	2	0	2	3	1
社 民									
不 ット									
自 由									
諸 派									
無所属	10	15	8	12	8	0	4	0	4
合 計	22	24	19	21	14	0	7	4	2
構成比					66.7%	0.0%	33.3%	19.0%	

## 南足柄市議会

政党名	95当選	立候補	改前	当選者	現	元	新	女性	増減
自 民									
民 主									
公 明	2	2	2	2	2	0	0	1	0
共 産	2	3	2	2	1	0	1	1	0
社 民	1	0	1	0	0	0	0	0	-1
不 ット									
自 由									
諸 派									
無所属	21	22	21	20	15	1	4	2	-1
合 計	26	27	26	24	18	1	5	4	-2
構成比					75.0%	4.2%	20.8%	16.7%	

## 大和市議会

政党名	95当選	立候補	改前	当選者	現	元	新	女性	増減
自 民									
民 主									
公 明	5	5	5	5	4	0	1	2	0
共 産	3	4	3	4	3	0	1	1	1
社 民	3	2	3	1	1	0	0	0	-1
不 ット	2	3	2	3	1	0	2	3	1
自 由									
諸 派									
無所属	17	21	17	17	12	1	4	1	0
合 計	30	35	30	30	21	1	8	7	0
構成比					70.0%	3.3%	26.7%	23.3%	

## 綾瀬市議会

政党名	95当選	立候補	改前	当選者	現	元	新	女性	増減
自 民									
民 主									
公 明	3	3	3	3	2	0	1	2	0
共 産	2	3	2	3	2	0	1	1	1
社 民	1	1	1	1	1	0	0	0	0
不 ット	2	1	2	3	1	0	2	3	1
自 由									
諸 派									
無所属	18	19	17	16	14	0	2	1	-2
合 計	26	27	25	24	20	0	4	5	-1
構成比					83.3%	0.0%	16.7%	20.8%	

95年当選者数は、新進党・さきがけを合わせて民主の欄に、社会党は社民に記入

## 伊勢原市議会

政党名	95当選	立候補	改前	当選者	現	元	新	女性	増減
自 民									
民 主									
公 明	2	2	2	2	1	0	1	1	0
共 産	3	3	3	2	1	0	1	1	-1
社 民	1	1	1	1	1	0	0	0	0
不 ット	0	1	0	1	0	0	1	1	1
自 由									
諸 派									
無所属	20	22	20	18	16	0	2	2	-2
合 計	26	29	26	24	19	0	5	5	-2
構成比					79.2%	0.0%	20.8%	20.8%	

95年当選者数は、新進党・さきがけを合わせて民主の欄に、社会党は社民に記入

目指したが、現職が1名落選し2議席を維持したのにとどまった。

社民党の現職は、今回無所属で立候補し、4選目の当選を果たした。これを含めても無所属が改選前の21名から20名に減った。

## ⑪ 綾瀬市議会

(定数24 - 立候補27)

定員が2名削減され、立候補者が3名オーバーする少数激戦であったが、投票率は前回とほとんど変わらず56.99%（前回56.05%）にとどまり、選挙結果もほとんど変化が見られなかった。

公明党は、新人1名を含む3名を前回同様に擁立し、3名当選を果たした。共産党

## 11市議会合計

政党名	95当選	立候補	改前	当選者	現	元	新	女性	増減
自 民	28	25	23	22	19	1	2	2	-1
民 主	9	6	5	6	6	0	0	0	1
公 明	48	48	48	48	35	0	13	14	0
共 産	35	42	32	39	23	0	16	17	7
社 民	32	14	20	13	12	0	1	1	-7
不 ット	13	20	12	11	4	0	7	11	-1
自 由	0	1	0	1	0	0	0	0	1
諸 派	1	1	0	0	0	0	0	0	0
無所属	192	261	209	211	162	5	44	14	2
合 計	358	418	349	351	261	6	84	59	-2
構成比					74.4%	1.7%	23.9%	16.8%	

は新人1名を含む3名を立て議席の拡大を目指した結果、全員当選し1議席増となった。社民党は、現職8期の長老が唯一の議席を守った。ネットは、2議席の現議席のうち1名が引退し、現職1名の当選にとどまったく。

無所属は、改選前議席を1名減らし16名となった。新人の当選はわずか4名だけであり、新人にとって狭き門となっていた。

## ⑫ 社会党系の動向

第1ラウンドで壊滅的な敗退をした社民党であるが、第2ラウンドでは公認候補が13名当選、1名落選し一定の成績を示した。

11の市議選で前回（95年）の選挙では、社会党公認候補の当選者は32名（無所属3

名を除く) であった。それが今回は社民党公認14名(新人1を含む)、民主党公認3名、無所属17名(前回無所属3名、新人2名を含む)の34名であり、引退は4名であった。横須賀・平塚では全員が無所属で、藤沢・茅ヶ崎では社民党・民主党・無所属に分かれ、他は社民党と無所属であった。

選挙結果は、前述のように社民党は13名、民主党3名、無所属17名が当選した。公認候補と無所属候補が議会で会派を構成し、社会党系の路線を引き継ぐことになる。

### 3. 町会議員選挙

町会議員選挙は、葉山、中井、山北、開成、城山の5町で行われ、新人が3分の1

を占めて新旧交代が進んだことを示している。

葉山町では、定数が20から18に削減されたが、24名と多数立候補した。そのうち現職2名が落選し、新人が3分の1の6名当選した。このほか、女性が7名全員当選し、女性議員の割合が県内でもっとも高い議会となった。共産党が複数の議席を獲得、公明党がトップ当選となっている。

中井町は、定数16に対して19名が立候補し、そのうち半数の8名が新人で当選するという大きな変化を見せ、50歳代の議員が多く誕生した。また、議会初の女性議員1名が誕生した。

山北町は、定員が2名削減され18名となつたが20名が立候補し、3分の1の6名が新人となり、新旧交代を見せた。公明党が議席を復活し、共産党が議席を失ったほか、

### 5町の選挙結果

葉山町会

政党名	95当選	立候補改前	当選者	現	元	新	女性	増減
公明	1	1	1	1		1		
共産	1	2	2	1		1		
社民								
ネット	2	1	1			1	1	
無所属	16	20	14	10	4	5		
合計	20	24	18	12	0	6	7	
構成比				66.7%	0.0%	33.3%	38.9%	

開成町会

政党名	95当選	立候補改前	当選者	現	元	新	女性	増減
公明	1	1	1	1				
共産	1	1	1	1				
社民								
ネット								
無所属	16	16	14	7	1	6		
合計	18	18	16	9	1	6	0	
構成比				56.3%	6.3%	37.5%	0.0%	

中井町会

政党名	95当選	立候補改前	当選者	現	元	新	女性	増減
公明								
共産	1	1	1	1				
社民								
ネット								
無所属	15	17	15	7	8	1		
合計	16	18	16	8	0	8	1	
構成比				50.0%	0.0%	50.0%	6.3%	

城山町会

政党名	95当選	立候補改前	当選者	現	元	新	女性	増減
公明	1	1	1	1				
共産	2	2	2	2			1	
社民	1	1	1	1				
ネット								
無所属	14	13	12	9	1	2		
合計	54	54	16	13	1	2	1	
構成比				81.3%	6.3%	12.5%	6.3%	

山北町会

政党名	95当選	立候補改前	当選者	現	元	新	女性	増減
公明								
共産	1	1	1					
社民								
ネット								
無所属	19	18	17	12	5	1		
合計	20	20	18	12	0	6	1	
構成比				66.7%	0.0%	33.3%	5.6%	

5町議会の合計

政党名	95当選	立候補改前	当選者	現	元	新	女性	増減
公明	3	4	4	3	0	1	1	
共産	6	7	6	5	0	1	1	
社民	1	1	1	1	0	0	0	
ネット	2	1	1	0	0	1	1	
無所属	80	84	72	45	2	25	7	
合計	92	97	84	54	2	28	10	
構成比				64.3%	2.4%	33.3%	11.9%	

ここでも女性の議員が初めて誕生を見ている。

開成町では、定員が2名削減され16名となつたが18名が立候補し、現職2名が落選し、元職1・新人6名が当選し、4割を越える世代交代となった。公明、共産は1議

席をそれぞれ維持した。

城山町は、定員が2名削減され16名となつたが、17名の立候補者で、共産2・公明・社民各1の議席はそれぞれ維持した。新人の当選は2名にとどまり、変化はあまり見られなかった。

	有権者数	知事選投票結果								
		投票者数	投票率	無効	岡崎洋	中里竜夫	山本正治	関山泰雄	佐々木栄	有効投票数
横浜市										
鶴見区	199,703	92,529	46.33%	7.1	49,140	16,290	10,940	3,619	5,966	85,955
神奈川区	166,504	75,252	45.20%	7.5	41,796	12,568	9,028	3,392	2,826	69,610
西区	63,212	29,358	46.44%	7.3	18,002	3,792	2,813	1,371	1,230	27,208
中区	94,272	40,182	42.62%	7.6	23,094	6,095	4,327	2,087	1,517	37,120
南区	158,954	71,924	45.25%	7.3	42,165	10,204	8,224	3,805	2,273	66,671
港南区	174,261	83,082	47.68%	6.8	47,314	12,369	9,633	5,045	3,037	77,398
保土ヶ谷区	157,779	74,477	47.20%	6.5	42,983	12,724	7,615	3,905	2,418	69,645
旭区	199,176	97,820	49.11%	7.1	55,023	16,147	10,346	5,900	3,491	90,907
磯子区	134,419	63,753	47.43%	7.6	37,172	8,787	7,085	3,756	2,135	58,935
金沢区	160,426	82,628	51.51%	7.7	47,638	11,720	9,860	4,486	2,551	76,255
港北区	228,345	102,621	44.94%	8.0	56,423	15,711	10,774	7,080	4,389	94,377
緑区	118,023	56,637	47.99%	7.4	31,949	9,816	5,935	2,695	2,069	52,464
青葉区	196,072	84,918	43.31%	10.1	42,861	15,486	8,588	5,957	3,433	76,325
都筑区	104,346	43,822	42.00%	7.4	24,096	6,884	4,450	2,624	2,522	40,576
戸塚区	194,149	92,188	47.48%	6.4	55,303	14,026	9,311	4,477	3,173	86,290
栄区	96,357	45,940	47.68%	6.9	25,464	7,080	4,912	2,789	2,527	42,772
泉区	112,590	59,306	52.67%	7.4	33,060	10,009	6,322	2,622	2,882	54,895
瀬谷区	95,868	51,860	54.10%	7.4	28,267	8,818	5,749	2,528	2,636	47,998
横浜市合計	2,654,456	1,248,297	47.03%	7.4	701,750	198,526	135,912	68,138	51,075	1,155,401
川崎市										
川崎区	154,466	78,739	50.97%	7.5	39,658	18,886	9,262	2,274	2,715	72,795
幸区	107,502	57,141	53.15%	7.7	31,267	10,780	7,145	1,667	1,861	52,720
中原区	154,281	73,214	47.45%	9.2	36,499	14,624	8,964	2,808	3,574	66,469
高津区	138,079	61,683	44.67%	8.5	30,335	12,046	7,944	3,162	2,933	56,420
宮前区	150,208	66,341	44.17%	9.7	33,546	11,615	8,624	3,475	2,670	59,930
多摩区	146,846	71,023	48.37%	9.3	34,479	15,108	7,879	4,400	2,554	64,420
麻生区	106,329	52,192	49.09%	9.2	27,707	9,875	5,404	2,789	1,613	47,388
川崎市合計	957,711	460,333	48.07%	8.7	233,491	92,934	55,222	20,575	17,920	420,142
横須賀市	348,763	166,620	47.77%	6.0	105,594	21,061	18,849	6,682	4,471	156,657
平塚市	197,791	83,747	42.34%	5.6	50,665	11,447	9,328	4,886	2,694	79,020
鎌倉市	139,336	55,315	39.70%	5.6	33,838	8,806	5,068	2,642	1,845	52,199
藤沢市	296,425	125,892	42.47%	5.1	80,644	16,545	12,386	5,147	4,807	119,529
小田原市	157,106	82,984	52.82%	6.2	54,167	9,368	8,297	3,725	2,280	77,837
茅ヶ崎市	172,031	72,330	42.04%	5.5	43,737	10,994	7,181	3,983	2,491	68,386
逗子市・三浦郡	73,168	30,858	42.17%	5.2	19,705	4,140	3,327	1,410	678	29,260
相模原市	456,329	210,744	46.18%	6.2	116,093	41,735	18,177	13,976	7,749	197,730
三浦市	42,646	21,884	51.32%	6.0	14,206	3,015	2,192	662	495	20,570
秦野市	123,281	36,994	30.01%	3.4	24,402	4,958	3,055	2,494	843	35,752
厚木市	159,575	62,821	39.37%	5.6	39,267	8,309	6,106	3,743	1,879	59,304
大和市	163,380	73,132	44.76%	6.6	42,639	11,049	8,057	3,710	2,864	68,319
伊勢原市	73,896	38,526	52.14%	5.2	24,229	5,834	2,995	2,474	995	36,527
海老名市	88,988	27,787	31.23%	3.8	16,691	4,902	2,421	1,944	767	26,725
座間市	95,592	36,872	38.57%	5.0	20,301	5,901	3,332	4,374	1,107	35,015
南足柄市	34,845	15,288	43.87%	3.7	10,350	1,847	1,517	738	269	14,721
綾瀬市	62,371	21,351	34.23%	4.0	13,536	2,799	2,254	1,196	703	20,488
高座郡	35,715	17,524	49.07%	5.7	11,555	1,861	1,859	616	629	16,520
中郡	51,482	25,596	49.72%	5.4	16,872	2,817	2,307	1,607	603	24,206
足柄上郡	52,025	33,384	64.17%	5.2	22,428	3,290	3,265	1,600	1,068	31,651
足柄下郡	43,493	18,053	41.51%	4.9	12,305	1,927	1,553	805	582	17,172
愛甲郡	34,653	10,262	29.61%	3.0	6,861	1,352	707	711	328	9,959
津久井郡	57,894	25,754	44.48%	4.8	15,398	4,839	1,809	1,802	660	24,508
県合計	6,572,952	3,002,348	45.68%	6.8	1,730,724	480,256	317,176	159,640	109,802	2,797,598
得票率				204,750	61.9%	17.2%	11.3%	5.7%	3.9%	























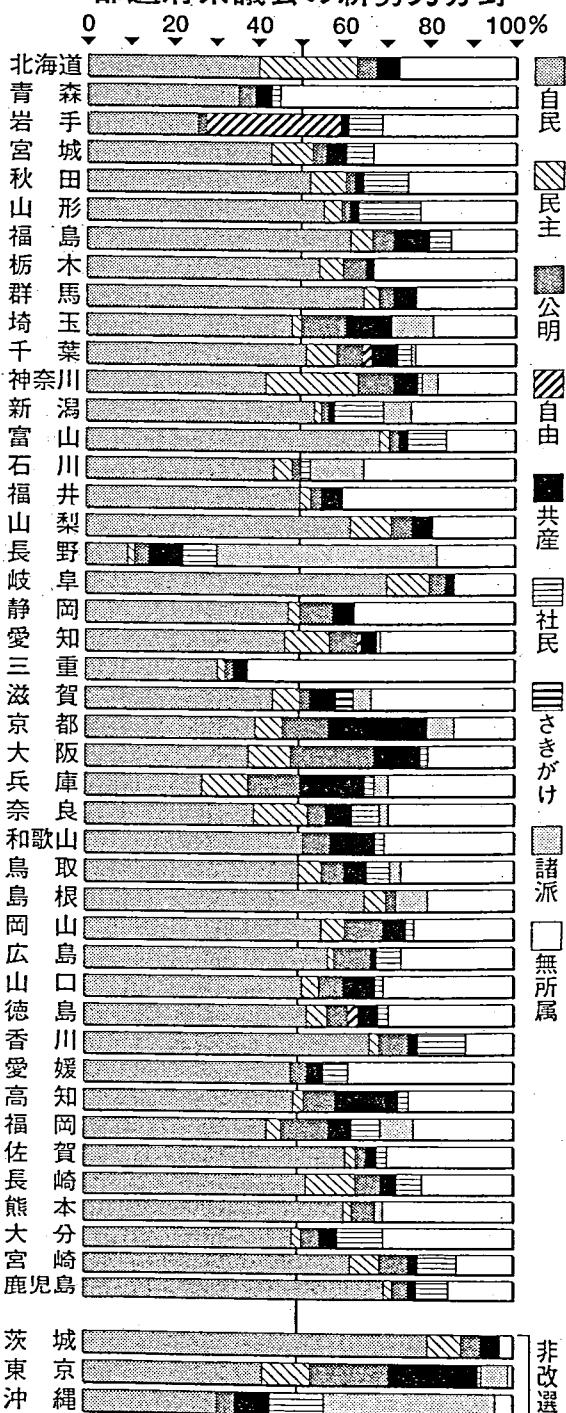




## 地方自治担う47知事

都道府県名	氏名・年齢・当選回数・主な経歴	主な支持政党
北海道	堀 達也 63② 副知事・知事室長	自由 国公社
青森	木村 守男 61② 代議士・県議	自由 国公社 他
岩手	増田 寛也 47② 建設省建設業課紛争調整官	自由 国公社 他
宮城	浅野 史郎 51② 厚生省生活衛生局企画課長	
秋田	寺田 典城 58① 横手市長・建設会社社長	進 公社 他
山形	高橋 和雄 63② 副知事・県教育長	自由 国公社
福島	佐藤栄佐久 59③ 参院議員	自由 国公社
茨城	橋本 昌、53② 自治省公営企業第一課長	自由 国公社
栃木	渡辺 文雄 70④ 農水事務次官	自由 国公社 他
群馬	小寺 弘之 58② 副知事・自治省職員	自由 国公社
埼玉	土屋 義彦 72② 参院議長・県議	自由 国公社
千葉	沼田 武 76⑤ 副知事・県総務部長	自由 国
東京都	石原慎太郎 66① 作家・運輸相	
神奈川	岡崎 洋 67② 環境事務次官	自由 国公社 他
新潟	平山 征夫 54② 日銀新潟支店長	自由 進 公社
富山	中沖 豊 71⑤ 消防大学校長	自由 国
石川	谷本 正憲 53② 自治省公営企業第一課長	自由 国公社 他
福井	栗田 幸雄 69④ 自治省固定資産税課長	自由 国公社
山梨	天野 建 71③ 石和町長・病院理事長	自由 国公 他
長野	吉村 午良 73⑤ 副知事・自治省職員	自由 進 公社
岐阜	梶原 拓 65③ 副知事・建設省都市局長	自由 進民公
静岡	石川 嘉延 58② 自治省公務員部長	自由 進民公社 他
愛知	神田 真秋 47① 一宮市長・弁護士	自由 国公社 他
三重	北川 正恭 54② 代議士・県議	自由 国公社
滋賀	国松 善次 61① 県総務部長	自由 国公社
京都	荒巻 穎一 67④ 副知事・消防庁課長	自由 国公社 他
大阪	横山ノック 67② 参院議員・タレント	
兵庫	貝原 俊民 65④ 副知事・自治省職員	自由 国公社 他
奈良	柿本 善也 61② 副知事・自治学校校長	自由 国
和歌山	西口 勇 72① 副知事・県知事公室長	自由 国
鳥取	片山 善博 47① 自治省府県税課長	自由 国公社
島根	澄田 信義 64④ 国鉄常務理事	自由 国
岡山	石井 正弘 53① 建設省官房審議官	自由 国
広島	藤田 雄山 49② 参院議員	自由 進民公 他
山口	二井 閔成 56① 県総務部長・自治省職員 (自県連推薦)	
徳島	円藤 寿穂 55② 運輸省官房審議官	自由 進民公社 他
香川	眞鍋 武紀 59① 農水審議官	自由 国公社
愛媛	加戸 守行 64① 文部省官房長	自由 公社
高知	橋本大二郎 52② NHK社会部副部長	
福岡	麻生 渡 59② 特許庁長官	自由 国公社 他
佐賀	井本 勇 73③ 副知事・県総務部長	自由 国公社
長崎	金子原二郎 54① 代議士・県議	自由 国
熊本	福島 譲二 72③ 労相・大蔵省審議官	自由 国公社
大分	平松 守彦 75③ 副知事・通産省課長	自由 国公社
宮崎	松形 祐亮 81⑤ 林野庁長官	自由 進 公社
鹿児島	須賀 龍郎 74① 副知事・県総務部長	自由 国公社
沖縄	稻嶺 恵一 65① 石油販売会社会長 (自県連推薦)	

都道府県議会の新勢力分野



1999年6月25日

自治研かながわ月報第69号(1999年4・6月合併号, 通算133号)

発行所 社団法人 神奈川県地方自治研究センター

発行人 横山桂次 編集人 上林得郎 定価1部 500円

〒232-0022 横浜市南区高根町1-3 神奈川県地域労働文化会館4F

☎045(251)9721(代表) FAX 045(251)3199

振替口座 労働金庫本店 1365-1195174 横浜銀行市庁舎出張所 317-709629

## 会員になるには

1. 誰でも会員になれます。
2. 申込書は自治研センター事務局にあります。会費は個人会員月1,000円、賛助会員月500円のどちらかを選び、半年または1年分をそえてお申しこみください。
3. 詳細は自治研センター事務局  
☎045(251)9721へご連絡ください。

## 会員の特典

1. 自治研センターの「自治研かながわ月報」が隔月送られます。
2. 「月刊自治研」(自治労本部自治研推進委員会発行・A5版・120~150ページ定価500円)が毎月無料で購読できます。
3. 自治研センターの資料集が活用でき、調査研究会などに参加できます。